

令和3年度林野庁補助事業

木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「クリーンウッド」普及促進事業のうち

木材関連事業者登録の推進

令和3年度
木材関連事業者登録の推進事業
報告書

令和4年3月

一般社団法人 全国木材組合連合会

はじめに

この報告書は、令和3年度「木材関連事業者登録の推進」の成果概要を記述したものである。

当会では、違法伐採問題に対処するため、平成18年度から木材関係団体等の協力も得ながら「違法伐採総合対策推進事業」など関連事業に取り組んできた。林野庁が平成18年に定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、現在では全国149の認定団体から認定を受けた約12,000の事業者が合法木材を供給している。さらに、この取組が始まってから10年後の平成28年5月に、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」が成立し、合法木材を取り巻く環境も大きな転機を迎えることとなった。

この法律の中で、新たに登録制度がつくられ、現在全国で600近くの事業者がすでに登録して登録木材関連事業者となっている。この事業では、クリーンウッド法の意義や理解の促進を通じて登録推進のための環境づくりを進め、クリーンウッド法の適切な運用と登録に向けての活動を行ってきた。

本報告書が合法伐採木材の一層の利用促進が進み、クリーンウッド法の登録木材関連事業者が増加し、ひいては違法伐採木材の排除につながる一助となれば幸いである。

令和4年3月

一般社団法人 全国木材組合連合会
会長 鈴木和雄

**令和3年度「クリーンウッド」普及促進のうち
木材関連事業者登録の推進
報告書 目次**

はじめに

第1章 概要

- 1 事業の骨子1
- 2 取り組みの成果と報告書の構成1
（年間スケジュール）3

第2章 合法性が証明された木材の供給体制の状況

- 1 合法性が証明された木材の供給体制の概要4
- 2 令和2年度における合法木材の取扱実績4

第3章 運営委員会の開催

- 運営委員会の開催6

第4章 登録のためのセミナー・個別相談会の開催

- 1 専門家派遣等によるクリーンウッド法登録推進セミナー・個別相談会 … 13
- 2 認定団体が独自に実施したセミナー・個別相談会 15
- 3 セミナー受講者アンケートの実施 16

巻末資料

- 1 運営委員会（第1回～第3回）での林野庁説明資料27
- 2 クリーンウッド法登録推進セミナーでの説明資料 39

第1章 概要

1 事業の骨子

2006（平成18）年に林野庁が定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下、GL という）に基づき合法証明がなされた木材・木材製品（以下、「合法木材」という）の供給体制は、2022（令和4）年3月末で12,000社を超え、全国各地でその体制が整っている。合法木材は、グリーン購入法に基づく公共調達の対象となっているのみならず、一般住宅についても、建築施工や木材製品の製造に係る幅広い関係者に普及拡大している。

また、2017（平成29）年5月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（以下、「クリーンウッド法」という）が施行され、木材関連事業者は、自らが取り扱う木材、木材製品について、その合法性を確認することが求められることとなった。この法律の中で新たに登録制度がつけられ、登録木材関連事業者の数も2022（令和4）年1月末時点で577社になっている（林野庁のホームページ「クリーンウッド・ナビ」より）。

このような状況の中、クリーンウッド法（以下、「CW法」という）に基づき合法性が確認された木材（以下、「合法伐採木材」という）の利用を促進し、登録についての理解を深め促進するため、今年度はこの事業の中で、①事業を効果的に進めていくための検討を行う運営委員会の開催、②地方におけるCW法登録推進セミナー・個別相談会の開催、を行った。

2 取り組みの成果と報告書の構成

（1）合法性が証明された木材の供給体制の状況（第2章）

2006（平成18）年度から取り組みを始めた合法木材の供給システムでは、2021（令和3）年度末時点で149の業界団体によって認定された業界団体認定合法木材供給事業者の数は約12,000事業者となり、合法木材の供給体制に関しては全国で合法木材供給体制が整備されている。

また、合法木材の取扱い実績も毎年増加傾向にある。これからは、CW法に基づき合法伐採木材の利用を進めていくためにも、引き続きGLに基づいた合法証明書を適切に発行していくことが求められる。

（2）運営委員会の開催（第3章）

事業を効率的・効果的に実施していくために、学識経験者・環境NGO等の委員から構成される運営委員会を設置し、様々な方面からのご意見をうか

がい検討する会議を年度内に 3 回開催した。

(3) 登録のためのセミナー・個別相談会の開催（第 4 章）

都道府県木連等の GL に基づく合法木材供給事業者の認定団体が開催し、林野庁、登録実施機関、全木連等の専門家を講師として、登録推進のためのセミナー・個別相談会を開催した。（一部では、都道府県木連等の担当者が説明）

令和3年度木材関連事業者登録の推進事業 <年間スケジュール>

	運営委員会の開催	登録推進セミナー・個別相談会の開催	
2021年(令和3年)4月			
5月			
6月			
7月	30日 運営委員会(第1回)		
8月			
9月		7日 高知県	
10月		静岡県(県内3カ所)	
11月		5日 広島県、8日 東京都内(全市連)・香川県、10日 滋賀県、12日 愛媛県、24日 山形県、25・26日 群馬県・大阪府内(輸入協会)、30日 兵庫県、11月～3月 静岡県他(日合商)	
12月	27日 運営委員会(第2回)	14日 大阪府内(全買連)・青森県、22日 長野県	
2022年(令和4年)1月		7日 千葉県、25日 岩手県	
2月		10日 新潟県	
3月	2日 運営委員会(第3回)	2日 東京都内(日合連)	

第2章 合法性が証明された木材の供給体制の状況

1 合法性が証明された木材の供給体制の概要

ガイドラインに基づいた合法木材供給事業者の認定団体数及び認定事業者数は下表のとおりで、2022（令和4）年3月末現在では、認定団体数が149（昨年149）、認定事業者数が約12,069（昨年約12,130）となっている。

合法木材供給事業者認定団体及び認定事業者数

令和4年3月31日現在

団体区分	認定団体数	認定事業者数
中央団体	25	1,795
地方団体	124	10,274
計	149	12,069

（注）林業・木材団体で「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月林野庁）」に基づいて合法木材供給事業者の認定を行っている木材組合、森林組合、素材生産、木材チップ生産、木材流通等の団体及び各団体が認定した事業者数を計上

2 令和2年度における合法木材の取扱実績

林野庁ガイドラインに基づいた2020（令和2）年度における合法木材の取扱実績を次ページの表に取りまとめた。令和2年度は、合法木材証明システムが始まって15年目に当たり、その間の合法木材の取扱実績は年々増加の傾向にある。

例えば、素材生産のうち合法木材の量は、2006（平成18）年度の実績では906千 m^3 であったのに対し、13,017千 m^3 となり14.4倍になっている。同じく素材流通業者の取り扱った合法木材は951千 m^3 に対し12,788千 m^3 の13.4倍となっている。また、取扱量の総数に占める合法木材の比率についても、素材生産では40%から82%に増加（前年度は84%）、素材流通では16%から75%で前年度とほぼ同率となり合法木材の供給は引き続き伸びている。（なお、素材流通（輸入）に関しては、前年度（令和元年度）の37%から41%に増加している。）

また、取扱実績を報告する認定団体及び認定事業体の数については、2006（平成18）年度では、認定団体数61、認定事業体数2,267であったのに対し、団体数では約2.0倍の124団体に、認定事業体数では約4.5倍の10,162社で、着実に増加している。

**令和2年度合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱
実績（報告期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日）**

業 種		木材・木製品 の取扱量 (総数)	うち、合法性 が証明され たもの	割 合	認 定 事業体数
		A	B	A/B	
		千 m ³	千 m ³		
素材生産	(国内)	15,906	13,017	0.82	3,098
素材流通	(国内注)	16,947	12,788	0.75	586
木材加工	(国内注)	30,160	19,436	0.64	3,044
木材流通	(国内注)	21,496	8,691	0.40	3,300
その他	(国内注)	207	140	0.68	95
素材流通	(輸入)	694	284	0.41	4
木材流通	(輸入)	4,736	1,101	0.23	35

- (注) 1 全国木材組合連合会の要請に基づいて実績報告を提出した124認定団体
10,162認定事業体の数値を集計したものである。(令和3年10月調査)
- 2 国内注：国内における流通加工業にかかるもので一部輸入材も含む

第3章 運営委員会の開催

本事業を効果的・効率的に実施するため、学識経験者、環境 NGO 等からなる運営委員会を設置して年度内に3回都内で開催した。

第1回運営委員会：2021年（令和3年）7月30日（金）

第2回運営委員会：2021年（令和3年）12月27日（月）

第3回運営委員会：2022年（令和4年）3月2日（水）

運営委員会の委員メンバーと各回の委員会での討議内容は以下のとおりである。

■ 運営委員会委員

（五十音順、敬称略）

伊巻 和貴 （公財）日本住宅・木材技術センター（主席研究員）

金井 誠 日本合板商業組合（常務理事兼事務局長）

立花 敏 筑波大学（准教授）

永田 信 （一財）林業経済研究所（理事長）：委員長

三柴 淳一 国際環境 NGO FoE Japan（理事）

■ オブザーバー

【登録実施機関】（公財）日本合板検査会、（一財）日本ガス機器検査協会、（一財）日本森林技術協会、（一財）建材試験センター、（一社）北海道林産物検査会

【関係省庁】林野庁

■ 会議の概要

第1回運営委員会会議

1. 日時：2021（令和3）年7月30日（金）13:30～15:00

2. 場所：商工会館6階G会議室（東京都千代田区霞が関）

※一部の委員及び林野庁とオブザーバーはオンラインで出席した。

3. 議事要旨：

① CW法の現状と登録について

林野庁から、資料（クリーンウッド法（以下、CW法））の概要と登録木材関連事業者の登録状況について）に基づき説明があった。

[主な質疑・意見]

○合法性が確認できた木材の量より、確認できた割合を上げることが重要。

② 本年度事業の内容と進め方について

事務局より、資料（事業の概要、セミナー・相談会の実施計画整理表）についての説明があった。

[主な質疑・意見]

- 木材業界だけでなく、住宅・木材技術センター（住木センター）と連携して建築関係の事業者に対してセミナーやイベントを実施してはどうか。設計士や建築会社にも声をかけて、新たに法律の対象となった木材関連事業者の「ご新規さん」を積極的に巻き込んでほしい。
- （全木連）全木連で実施しているセミナー・相談会を実施するときは、各県の建築・建設・設計士の団体を通して告知活動を行っているが、なかなかセミナーに来てもらえないのが現状。最近特に建築関係の事業者の登録が増えているのは、国の助成事業で登録事業者への優遇措置があり、それを目当てに登録する事業者が増えているため。
- セミナーを行って登録者数を増やすのもよいが、登録した事業者に取組みの質を向上してもらうような取り組みをすべき。よりきちんと確認した木材を増やしていくことに重点を移していくのがよいのではないか。
- セミナーを開催した結果、どれぐらいの事業者が登録したのか、事業の効果を整理して検証すべき。
- 全ての納入材の森林認証材指定といった過大な要求に直面して、大きな企業は自分たちで対応が取れるが、中小は困難。CW法の普及では、森林認証材だけでなく林野庁ガイドライン（GL）でも対応できるということを積極的にPRしてほしい。GLの認定団体を外部機関が監査することで、認定制度が身内だけでやっているものではないことを示す必要がある。中小の事業者は自分たちだけで信頼性を上げるための経費も手間もかけられない。外部機関が監査できる仕組みを検討してほしい。
- 最近外材の輸入業者、特に南洋材の業者からの問い合わせが増えている。森林認証材のなかに不正なもの、認証材の詐称があるのではないかと疑義が生じている。よく調べる必要がある。
- 木質バイオマス発電事業者もCW法の木材関連事業者に入っており、自らが使う燃料の合法性にも気を使ってほしい。また、これらの事業者にも登録を勧めしてほしい。第一種木材関連事業者によるDDをきちんとしてもらえような仕組みを作ってほしい。

③ その他

事務局からは特になし。委員からも特に意見は出ず、会議を終了した。



第1回運営委員会の様子

第2回運営委員会会議

1. 日時：2021（令和3）年12月27日（月）15:30～17:00
2. 場所：（一社）全国木材組合連合会会議室（東京都千代田区霞が関）
※一部の委員及び林野庁とオブザーバーはオンラインで出席した。
3. 議事要旨：

①本年度事業の実施状況について

ア 林野庁から、資料に基づき説明があった。この中では、①木材関連事業者の登録状況、②CW法測定指標の変更、③令和3年度補正予算、④令和4年度当初予算、⑤合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会、について説明があった。

[主な質疑・意見]

- この1年間で登録件数の伸びが以前に比べて停滞しているとの説明があったが、この要因は何だと考えるか。
 - （林野庁）事業者からはメリットがあまり見えない、登録してもすぐに商売に結び付かないという声がある。助成を受ける際の加点要素とするなどのメリット措置により増加速度が上がったこともあったが、最近は大きな効果としては見受けられない。また、長年の実績があるグリーン購入法の事業者認定とCW法の登録との違いが見えにくい、ということが影響しているのではないか、とも感じている。
 - （全木連）みんながDDをやるようになれば自然に登録も増えてくるのではないか。あまりにも助成金などの直截的なメリットに目が行き過ぎて、そうい

うことばかりを追うと常に新たなメリットが求められる。本来それでよいのか。

○検討会の結果を受けた中間とりまとめについて、どのようなことが検討されているのか。

→（林野庁）これまでいただいた色々な検討課題について、我々が考えている検討方向を示したいと考えている。どの程度具体的になるか今は言えないが、「こういう方向」といったものはお示しできるよう検討している。

イ 続いて事務局より、資料（事業の実施状況、セミナー・相談会実施状況）についての説明があった。

[主な質疑・意見]

○登録セミナーの受講者アンケート結果を見ると、グリーン購入法と CW 法の整理が非常に重要と感じた。

○セミナー受講者が 100 名以上と多かったところがあるが、その理由は？

→（全木連）地元の素材生産事業者の団体や森林組合などと一緒に実施したところや、木質バイオマス証明の説明も一緒にやったところは多くの受講者があった。特に素生協の団体が熱心なところは素材生産事業者の参加者も多かった。

○バイオマス事業者に対しても働きかけが重要。第Ⅱ種のバイオマス事業者からのリクエストがあれば第Ⅰ種の対応も進む。従来の木材業者からは、バイオマス事業者に声がなかなか届きにくいところがある。

○現在 500 社以上が登録しているが、この登録事業者が実際どのように DD をやっているのか、参考になるようないい事例をいろいろな場で話をしてもらおうとか、冊子などで紹介するといったことをやってはどうか。DD のモデルのようなものを示せば登録の後押しになる。

○川上・川中がこんなことをやっているということを知ってもらうため、建築関係者との意見交換ができれば川下側の人たちも関心を持ってもらえるのではないか。

○自分たちの活動を公開できる事業者を募ってもよいのではないか。具体的な事例を出したほうが良い。

○第Ⅰ種の登録を増やすにはどうすれば良いか。誰がⅠ種事業をやっているのかについての情報収集に取り組んでほしい。

○輸入家具の分野では、把握できない部分も多い。まじめにやっている家具事業者が馬鹿を見ることにならないようにすべき。

②その他

事務局からは特になし。委員からも特に意見は出ず、会議を終了した。



第2回運営委員会の様子

第3回運営委員会会議

1. 日時：2022（令和4）年3月2日（水）16:00～17:20
2. 場所：全木連会議室（東京都千代田区永田町）

※一部の委員及び林野庁とオブザーバーはオンラインで出席した。

3. 議事要旨：

①本年度事業の実施状況について

林野庁から、資料に基づき説明があった。この中では、①木材関連事業者の登録件数、②令和2年度の先進事例、③合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会、についての説明があった。特に、木材関連事業者の登録状況については、全体的な件数は増えているが登録の抹消申請もあること、登録を辞める理由はメリットがないためであることが説明された。

[主な質疑・意見]

- 日本製紙木材の先進事例について、自社でDDの手引きを作成中とあるが、具体的内容はどのようなものか。
→（林野庁）手引きの詳しい内容までは聞いていない。

続いて事務局より、資料（事業の実施結果報告、登録推進セミナー・相談会実施結果）についての説明があった。また、セミナー参加者を対象としたアンケート結果についての報告があった。

[主な質疑・意見]

- すでに登録している事業者も、一定の割合で登録推進セミナーに参加しているようだが、何を求めて参加しているのか。
→（全木連）このセミナーは、登録推進と合わせてガイドラインの認定事業者向けの研修も兼ねているところが多い。CW法の登録事業者もガイドラインの

認定事業者研修として受講していることがある。

○CW法の報告は義務だが、GLはどれぐらいの事業者が報告しているのか。また、GLの認定事業者は、CW法ができてから増えているのか。

→（全木連）令和2年度の実績報告は、約10,000事業者から報告があった。認定事業者は全部で約12,000事業者。認定事業者数は、CW法が施行されてからは、微減かほぼ横ばいで推移している。

→（委員）減っているのは、廃業などの理由が多い。それ以外はほぼ横ばいで、ほとんどの認定事業者は継続して認定を受けている。

○アンケートの自由回答で、「小規模な事業者は対応が難しい。」との回答があったが、どういう点が難しいのか。

→（全木連）実務を行っている事業者にとって、書類を作ることは、我々が考える以上に負担になる。

○業界の取組みであるGLの認定については、大手デベロッパーやゼネコンにはほとんど知られていない。大手の元請けが「調達するものをすべて認証材にする」といっても、納入事業者はそんな量をそろえることは不可能。ゼネコンから証明書を求められたときに、自らが証明する書類の信頼性をどう説明して理解してもらうかが重要。

○CW法の認知度は間違いなく上がってきている。しかし、具体的に何をすればよいのかまではまだ理解されていない。

○メリットの話が良く出てくるが、インセンティブとの言葉の使い分けを注意していく必要がある。メリットは木材関連事業者の目先のメリットだが、それが社会的な合法伐採木材を使っていくインセンティブに必ずしもつながらない。

○国の助成事業を使うと、登録事業者への助成金の上乗せ分で登録のための費用は帳消しになりもとが取れる。登録が増えたのはそういうこと。一方で、GLの認定が増えたのは、我々も事業者によく説明して、事業者が自分のことととらえてもらったから。自分たちがやるべきことと納得してもらったのでこれだけ浸透した。

②その他

委員からは特に意見はなく会議を終了した。



第3回運営委員会の様子

第4章 登録のためのセミナー・個別相談会の実施

2021（令和3）年9月から2022（令和4）年3月にかけて、林野庁ガイドライン（GL）の19の認定団体（県木連14、中央団体5）が全木連、県下の認定団体と共催でクリーンウッド法登録推進相談会・セミナーを開催した。

合法木材認定事業者の担当者、建築関係の事業者、森林組合、県庁等の行政関係者等様々な関係者の参加があった。参加者数は、すべての会場を合わせて延べ1,300人余りが参加した。

今年度は、昨年度から引き続き新型コロナウイルス感染症が終息せず、開催できなかった団体もあった。また、開催したところでも、感染症対策に配慮して広い会場を確保し間隔をあけて座ってもらったりオンラインでも参加できるようにしたり、さらには2回に分けるなど工夫して実施された。

（セミナー・個別相談会の実施一覧はこの章の最後に掲載）

1 専門家派遣等によるクリーンウッド法登録推進セミナー・個別相談会

2021（令和3）年9月から2022（令和4）年3月にかけて、全木連から講師（専門家）を派遣して全国14の認定団体（県木連11、中央団体3）が開催した。このほか、林野庁や登録実施機関から講師を招いて実施した認定団体もあった。セミナーでは、クリーンウッド法の内容や木材関連事業者の登録の仕組み・申請方法の手順・様式等が説明された（説明資料は巻末資料を参照）。また、セミナーの後に登録のための個別相談会を希望者に対して実施した。事前の相談希望者は少なかったが、セミナー終了後に登録等について個別に質問があった件数は10件弱であった。主な相談の内容は、「登録にかかる費用を小規模事業者で軽減してもらえないようにならないか。」、「海外から木材を輸入しているが、どのように、またどこまで確認すればよいか。登録する場合は、どのように審査されるのか。」、「当社では森林認証のFM認証、CoC認証及び林野庁ガイドラインに基づく合法木材の認定も取得しているが、さらにCW法の登録をすべきか。」といったものがあった。また登録関連以外では「GLの認定事業者だが、CW法の登録との違いが分からない。」、「古民家の古材を住宅に再利用する事業もしているが、古材はCW法の対象になるのか。」といった相談もあった。

・セミナー参加者総数： 790名

以下に、セミナー会場の写真を掲載する。

① 長野県でのセミナー



② 香川県でのセミナー



セミナー会場内の様子



個別相談会の様子

③ 青森県でのセミナー



2 認定団体が独自に実施したセミナー・個別相談会

前記1と同様の内容で、ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定団体（県木連等）が自ら説明をする形でセミナー・相談会が、全国5（県木連3、全国大体2）の認定団体で実施された。

・セミナー参加者総数： 523名

以下に、セミナー会場の写真を掲載する。

① 日本合板商業組合のセミナー（東京会場）



② 静岡県でのセミナー



3 セミナー受講者アンケートの実施

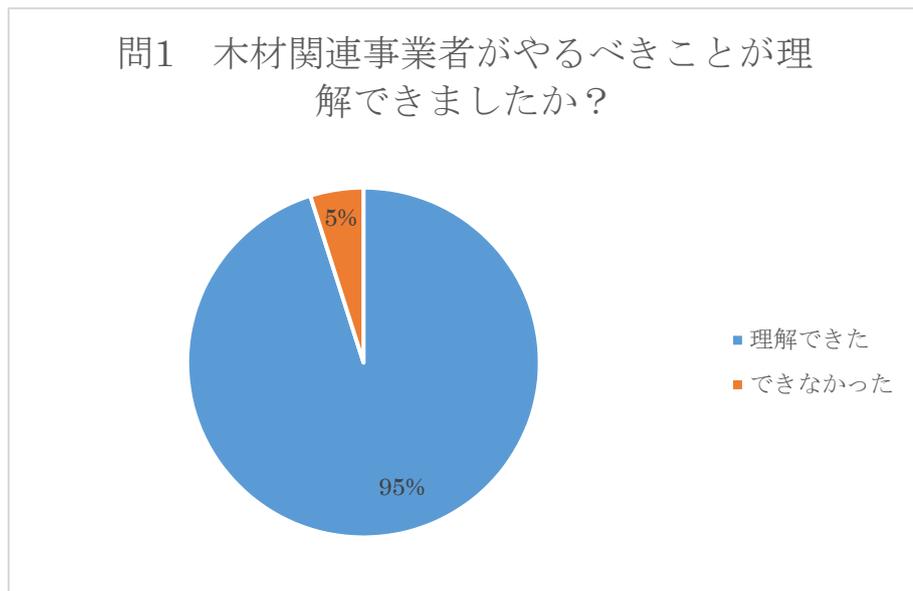
今年度の第1回運営委員会で委員から「セミナーの成果を検証できないか。」のご意見を受けて、今年度はセミナー受講者に対して簡単なアンケート調査を実施した。（アンケート票はこの項の最後に掲載）

【概要】

セミナーの理解度、登録への意欲をみるため、セミナーに参加した受講者に対してアンケートを実施した。12団体のセミナーでアンケートを配布し453人から回答を得た。集計結果の概要は以下の通り。

【結果】

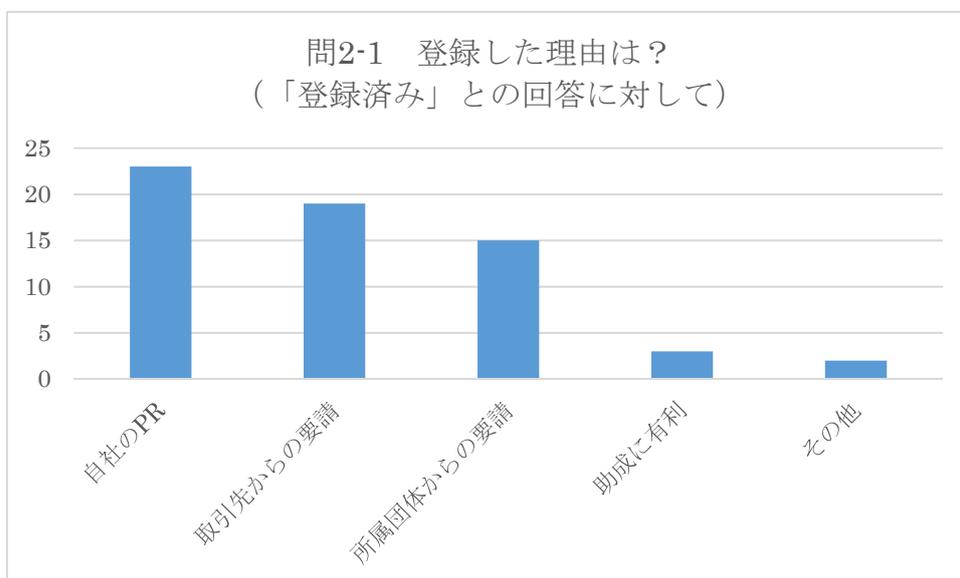
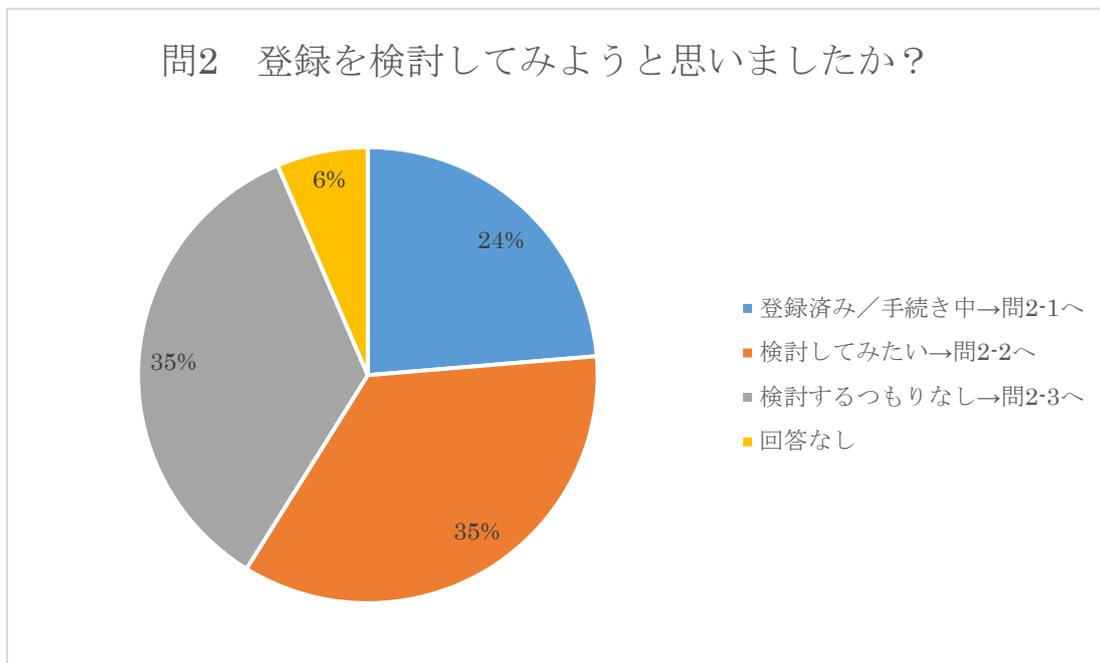
問1 クリーンウッド法で木材関連事業者がやるべきことは理解できたか？

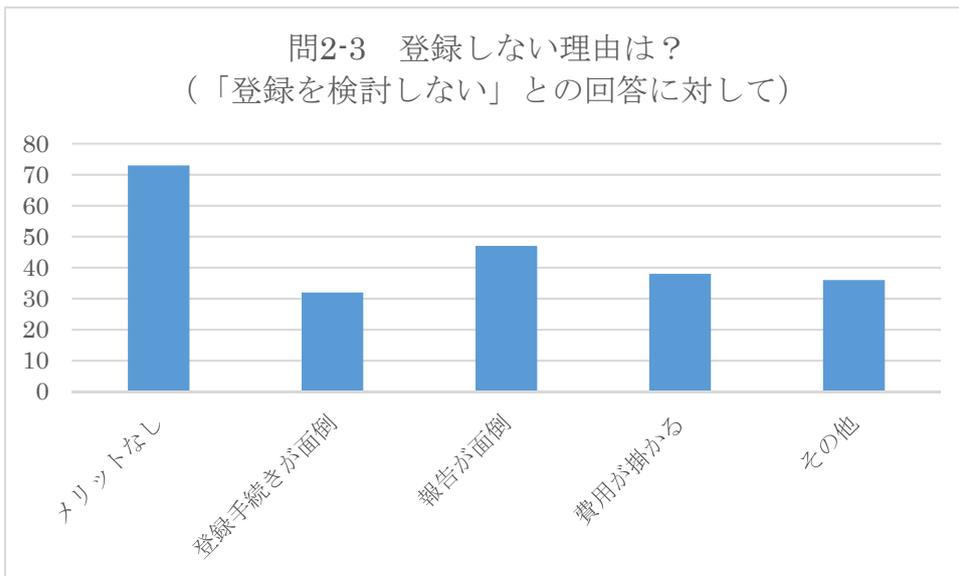
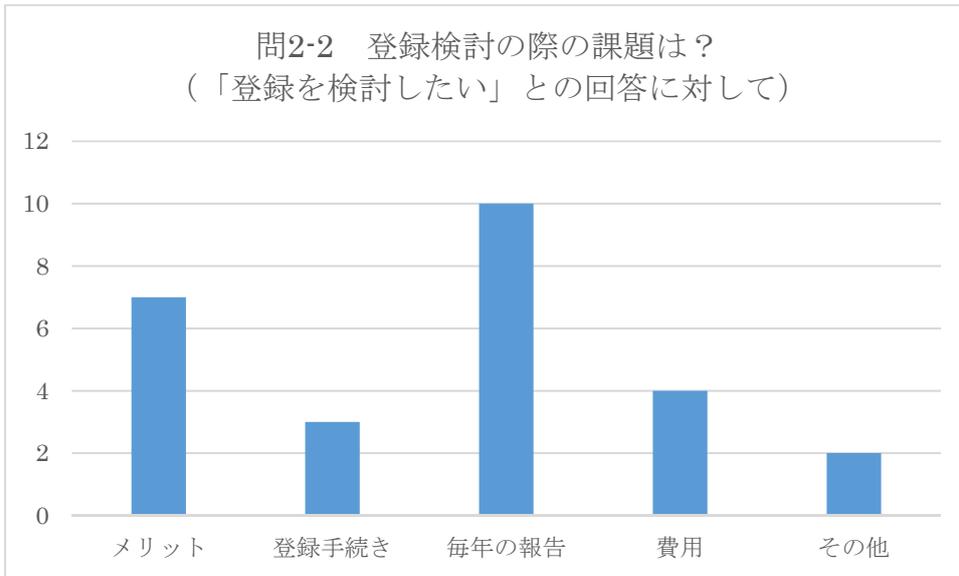


（集計結果）

全体の9割以上が「おおむね理解できた」と回答した。また、「理解できなかった」との回答に対して、理解できなかった点を尋ねたところ、「合法木材と分ける意味が理解できなかった。」「登録の必要性がよくわからない」「素材生産会社がCW法の登録をしなければならないのか、いらぬのかわからない」「森林認証、合法木材との関係（がわからない）」といった回答があった。

問2 本日のセミナーを受講して登録を検討してみようと思ったか？





（注1）問 2-1、2-2、2-3 は複数回答可

（注2）問 2-1 と 2-2 は、後から追加した設問のため回答数が少ない

（集計結果）

「すでに登録済み／手続き中」が2割あったが、「登録を検討してみたい」との回答も3割にのぼった。また、「登録を検討するつもりはない」との回答が3割あったが、その理由を尋ねたところ（問 2-3）、多い順に「メリットがない」、「（年1回の）報告が面倒」、「費用が掛かる」、「（登録の）手続きが面倒」となった。なお、「その他」の理由としては「素材生産事業者だから」「既に森林認証を取得しているから」「合法木材で足りている」等があった。

また、第2回運営委員会でのご意見を踏まえ、「登録した」と回答した人に対してその理由を尋ねる設問(問2-1)を、また「登録を検討してみたい」と回答した人に登録検討に当たっての課題を尋ねる設問(問2-2)をそれぞれ追加した。回答数は少ないが、登録をした理由としては、多い順に「自社のPR」、「取引先からの要請」、「業界団体からの要請」という結果になった。また、登録を検討する際の課題としては、多い順に「毎年の報告」、「登録のメリット」、「登録にかかる費用」、「登録手続き」であった。

問3 クリーンウッド法についての意見(自由記述)。

自由に記入してもらった欄を設けたところ、50件を超す記入があった。

自由記入欄の記入内容(抜粋)

高知県会場(9月7日開催)

- ① 高知県木材協会から受けている合法木材供給事業者認定書があるのに、さらにクリーンウッド法の登録がなぜ必要か不明。

広島県会場(11月5日開催)

- ① 合法的に輸入される木材で森林認証をできない国がある場合の対応が分からないです(関税書類は完備)。
- ② CW法の木材関連事業者登録済みですが、従来の林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給制度の認定との違いがあまりないように感じます。今後、CW法の位置づけがしっかり明確になっていくのでしょうか?
- ③ クリーンウッド法について、必要なものだという認識はあったが、よく理解せず書類を作成していた。今回のセミナーでCW法の経緯・目的が理解できよかった。
- ④ わかりにくい部分、あいまいな部分はあるにせよ、流れとしては当然の流れである。
- ⑤ 林野庁ガイドラインとの併存は混乱のもとになるので、分かりやすく、取り組みやすい仕組みで統一していただきたい。
- ⑥ 今後の木材業界を盛り上げていくために、信頼を得られるようにクリーンウッド法の登録をしていこうと思った。
- ⑦ 合法木材制度とクリーンウッド法の違いが分かるとともに、現在の検討状況を理解することができました。

全市連会場(11月8日開催)

- ① 川下の施工業者から合法証明が添付されていない、などの指摘が多いことを知りました。納入先から請求の有無に関係なく、できるだけ添付するように心がけなくてはいけないと思った一方、クラウド化などして、川上・川中・川下が情報共有できるようになれば証明がより見える化するのかなと思いました。あと、「クリーンウッド・ナビ」とてもわかりやすく使いやすいです。勉強になります。

- ② さらになる拡充、認識の必要性を感じました。
- ③ 木材等に携わっている人はなんとなくは意識していると思うが、一般の人達にはまだ伝わっていない事があると思うので、もっとメディア等で広めて頂けたら良いと思う。

香川県会場（11月8日開催）

- ① 地球温暖化などの対策、SDGsなど最近の話題にも関連しているので、これから検討したいと思います。
- ② 合法木材認定プラスαで、登録木材関連事業者とする事は出来ないか？各々に年会費、講習費がかかり経済的にも負担と感じます。どちらかに統一、またはクリーンウッド登録木材関連事業者で双方がクリアーになる等、なるべくシンプルにしてほしい。
- ③ 合法木材でだめなの？
- ④ メリットが分かりにくい。

滋賀県会場（11月10日開催）

- ① 売り上げにつながるメリットはなくても、企業としての社会的使命からも登録が進めばいいと感じた。
- ② 本日の土山木協さんのお話は、会員さんに何らかの形で伝えられると良いと思います。
- ③ メリットがまだまだ出ていないように感じます。本イベントにも参加者が少なく注目はまだされていない印象。

群馬県会場（11月25、26日開催）

- ① 法令順守とコンプライアンス、企業価値を高め指標を定めていきます。
- ② 登録するメリットが不明確。
- ③ クリーンウッド法の目標がどうしたいのか分からない。

兵庫県会場（11月30日開催）

- ① 合法木材供給とクリーンウッド両方に登録・書類提出、同じに思いますが。
- ② もう少しくわしく聞いてみたい。

青森県会場（12月14日開催）

- ① 国土交通省から、CW法について建築業界に通知しているのか？
- ② 必要であれば登録しますが、本当の意味で木材の合法性を確保できるものなのか。
- ③ 良い法律だと思います。
- ④ 今後民有林の森林整備を進めるうえで、その計画実績等の経過が適正となるような行政指導をお願いしたい。
- ⑤ 検討してみたいが毎年の報告を簡単にしてほしい。
- ⑥ なんでも努力義務では効果がないのでは？
- ⑦ 年会費、更新手数料他費用を抑えてほしい。

長野県会場（12月22日開催）

- ① 知名度が低すぎると感じました。理解を広めるのも大変でしょうが、こういったセミナー

一を根気強く行うことだと思います。

- ② 数種類の認定があるが、一本にした方が良いのでは。

千葉県会場（1月7日開催）

- ① 登録を木振協（千葉県木材振興協会）にて取得できる様強く要望します。

岩手県会場（1月25日開催）

- ① CW 法見直し後の内容等の周知があればいいと思う。
- ② 製材メーカーや輸入業者等が合法伐採を確認できればいい事で、第二種木材関連事業者は不要ではないか？
- ③ 「合法木材」と「クリーンウッド法」で言うところの木材が同じ木材を扱うのに二つの制度が在ることの意味が解らないと混乱しています。
- ④ 良い制度であるが、小さな会社では無理ではないか。
- ⑤ 合法木材に入っている業者は、合法木材を活用して、そこから下の工務店などにクリーンウッド法を適用すればよいと思う。

〇〇会場 開催日： 年 月 日

クリーンウッド法登録推進セミナー・個別相談会
受講者アンケート

(一社) 全国木材組合連合会

本日は標記セミナーにご参加いただきありがとうございました。
お手数ですが下記のアンケートにご協力ください。該当する()に○をつけて
ください。

問1 クリーンウッド法で木材関連事業者がやるべきことは理解できましたか？

 おおむね理解できた 理解できなかった

→理解できなかった点をお書きください

[]

問2 本日のセミナーを受講して登録を検討してみようと思われましたか？

 すでに登録済みである／登録手続き中である →裏面の問2-1に
お答えください。 登録を検討してみたい →裏面の問2-2にお答えください。 今のところ登録を検討するつもりはない

→検討しない理由は？ (複数回答可)

 登録するだけのメリットがないから 登録の手続きが面倒だから 登録した後の毎年の報告が面倒だから 費用が掛かるから その他(具体的に：)

問3 クリーンウッド法についてご意見があればご自由にお書きください。

[]

ご協力ありがとうございました。この用紙は受付に置いてお帰りください。

問 2-1 すでに登録されている方・登録手続き中の方にお尋ねします。なぜ登録されましたか？（複数回答可）

- 自社の企業価値を高め、PRになるから。
- 取引先からの要請等により。
- 所属団体等からの要請により。
- 国の助成制度等を利用する際に有利だったため。
- その他（具体的に： _____）

問 2-2 登録を検討してみたいと回答された方にお尋ねします。登録する際に課題となることは何だと思われますか？（複数回答可）

- 登録するメリット
- 登録の手続き
- 登録した後の毎年の報告
- 費用
- その他（具体的に： _____）

ありがとうございました。表面の問 3 にお進みください。

令和3年度 登録推進セミナー・個別相談会実施一覧

区分	NO	実施団体名	登録セミナー・個別相談会				備考	
			開催日	場所	講師(全木連)	参加者		
						セミナー		相談会
講師派遣により実施	1	(一社)高知県木材協会	9/7	高知市	加藤	61		ハイブリッド開催
	2	(一社)広島県木材組合連合会	11/5	広島市	森田	128		ハイブリッド開催
	3	(一社)全日本木材市場連盟	11/8	東京都内	下堂	18		
	4	(一社)香川県木材協会	11/8	高松市	加藤	52	3	
	5	滋賀県木材協会	11/10	草津市	加藤	10		
	6	(一社)群馬県木材組合連合会	11/25,26	高崎市、前橋市	加藤	73	1	2か所で開催
	7	兵庫県木材業協同組合連合会	11/30	姫路市	加藤	34	2	
	8	青森県木材協同組合	12/14	青森市	加藤	115		
	9	(一社)全国木材市売買方組合連盟	12/14	大阪市	林野庁、登録実施機関	27	1	
	10	長野県木材協同組合連合会	12/22	松本市	加藤	34		
	11	(一社)千葉県木材振興協会	1/7	東金市	加藤	21		
	12	岩手県木材産業協同組合	1/25	盛岡市	加藤	110	1	
	13	新潟県木材組合連合会	2/10	新潟市	森田	60		Web開催
	14	日本合板工業組合連合会	3/2	東京都内	森田	47		Web開催
独自開催(講師派遣無し)	1	日本合板商業組合	11月~3月	福岡市、静岡市ほか(8か所)		294		8か所で開催
	2	静岡県木材協同組合連合会	10月	静岡市 浜松市 沼津市		115		3か所で開催
	3	(一社)愛媛県木材協会	11/12	松山市		29		
	4	日本木材輸入協会	11/25,26	大阪市 香川県内(2か所)		29		3か所で開催
	5	山形県木材産業協同組合	11/24	山形市		56		
合計						1,313	8	

790

523

[巻末資料]

- 1 運営委員会（第1回～第3回）での林野庁説明資料
 - 1-1 第1回運営委員会
 - 1-2 第2回運営委員会
 - 1-3 第3回運営委員会

- 2 クリーンウッド法登録推進セミナーでの全木連説明資料

巻末資料1-1

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法)の概要と登録木材関連事業者の 登録状況について

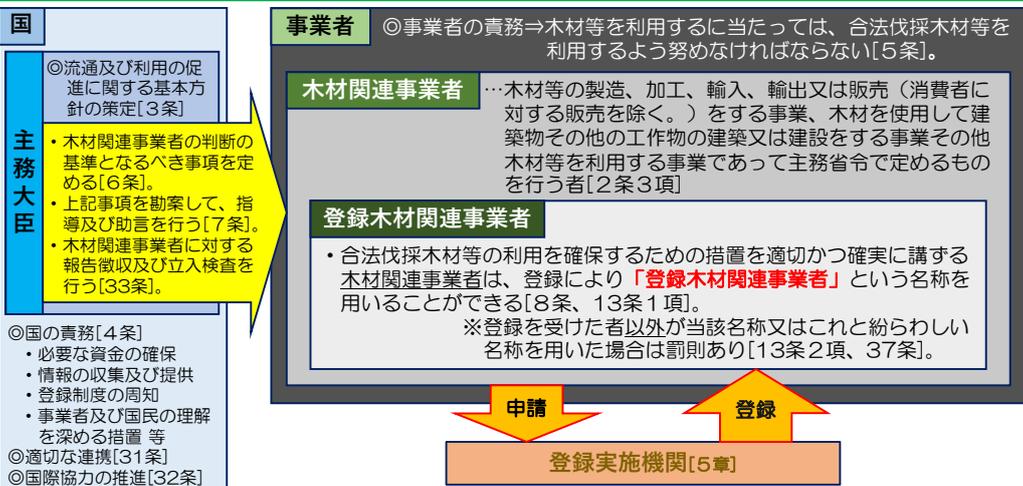
林野庁林政部木材利用課

令和3年度「クリーンウッド」普及促進事業のうち
「木材関連事業者登録の推進」

第1回運営委員会(令和3年7月30日)

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)

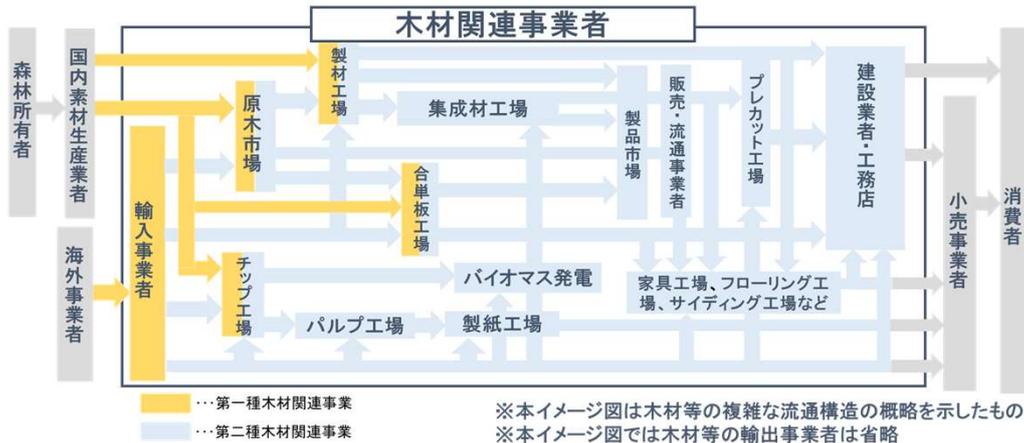
- 定義**
- ・木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(リサイクル品を除く。)[2条1項]
 - ・合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(リサイクル品を除く。)[2条2項]



※ 施行日：平成29年5月20日 ※農林水産省・経済産業省・国土交通省の共管

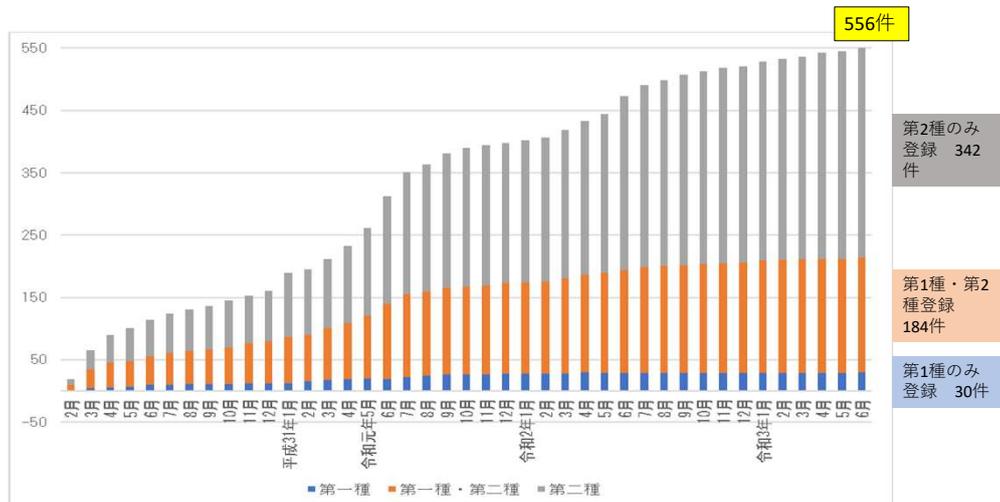
木材関連事業者の範囲【法2条3項、施行規則1条1項関係】

- 第一種木材関連事業：
 - イ. 樹木の所有者から 丸太→加工、輸出、販売
 - ロ. 樹木の所有者が行う 丸太→加工、輸出、販売
 - ハ. 樹木の所有者から委託 丸太 市場において販売
- 二. 木材等の輸入



登録木材関連事業者の登録状況（1）

- 令和3年6月末日現在の登録件数は556件
- 第一種木材関連事業の登録をしている214件中、84件（35%）が輸入も実施



登録木材関連事業者の登録状況（2）

- 令和2年度後期以降、「第一種のみ」及び「第一種・第二種両方」の登録件数の伸び悩み。
- 登録件数の増加はもっぱら「第二種のみ」の登録によるもの。

登録木材関連事業者の登録件数（件）

	令和2年10月	令和3年6月	増加件数
第一種のみ登録	29	30	+1
第一種・第二種 両方登録	175	184	+9
第二種のみ登録	309	342	+33
計	513	556	+43

令和元年度の登録木材関連事業者による合法性の確認の状況（1）

【第一種木材関連事業】

- 「木材」の取扱量は、H30年度に比べそれぞれの単位で増加。合法性が確認できた割合はH30年度と同等の水準。
- 一方で、「家具、紙等の物品」では、前年度と同様、合法性が確認できた割合が低いものもあった。

①木材

単位	R元年度			H30年度	
	取扱量	うち合法性が確認できた		取扱量	合法性確認割合（%）
		量	割合（%）		
m3	9,921,531	9,396,039	93	8,463,892	92
BDT	10,547,275	10,547,275	100	6,759,282	100
t	265,680	265,680	100	25,358	100

②家具、紙等の物品

単位	R元年度			H30年度	
	取扱量	うち合法性が確認できた		取扱量	合法性確認割合（%）
		量	割合（%）		
m3	14,588	14,505	99	8,887	100
個など	445,525	63,155	14	94,115	1
t	888,334	798,534	90	204,773	100
m2	210,990	181,458	86	537,045	96

令和元年度の登録木材関連事業者による合法性の確認の状況（2）

【第二種木材関連事業】

- 合法性の確認ができた割合は、H30年度同様対象物品によりばらつきがみられ、「木材」では、複数樹種を組み合わせると考えられる単板積層材等が低かった。

【第2種木材関連事業】 ①木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業 a. 木材

木材の種類	取扱量	うち合法性が確認できた量	割合 (%)	単位
丸太	3,919,280	3,293,640	84.04	m ³
引き板	1,689,861	1,240,368	73.40	
合板	1,328,325	1,228,680	92.50	
集成材	1,212,703	1,065,483	87.86	
角材	960,696	886,507	92.28	
その他	652,466	621,823	95.30	
チップ	9,479,104	9,455,241	99.75	BDT
木質ペレット	235,659	235,659	100.00	t
チップ	68,856	61,375	89.13	
小片	17,232	16,858	97.83	
丸太	16,187	16,187	100.00	m ³
合板	770,474	770,474	100.00	
突き板	87,564	87,564	100.00	
合板	28,696	28,696	100.00	
集成材	5,240	5,133	97.97	
単板積層材	41	21	50.69	
合板	30,180,287	25,820,609	85.55	個・枚
突板	515,071	515,071	100.00	
単板積層材	279,842	35	0.01	
集成材	1,042	1,042	100.00	

クリーンウッド・ナビの登録促進に関するページ（1）

- トップページに「木材関連事業者の登録をお考えの方はこちら」のアイコンを設置
- アイコンをクリックすると登録実施機関一覧のページへ。各登録実施機関の次のような情報が閲覧できる。
 - ・登録の手続き方法
 - ・登録に係る経費
 - ・登録に必要な書類 など



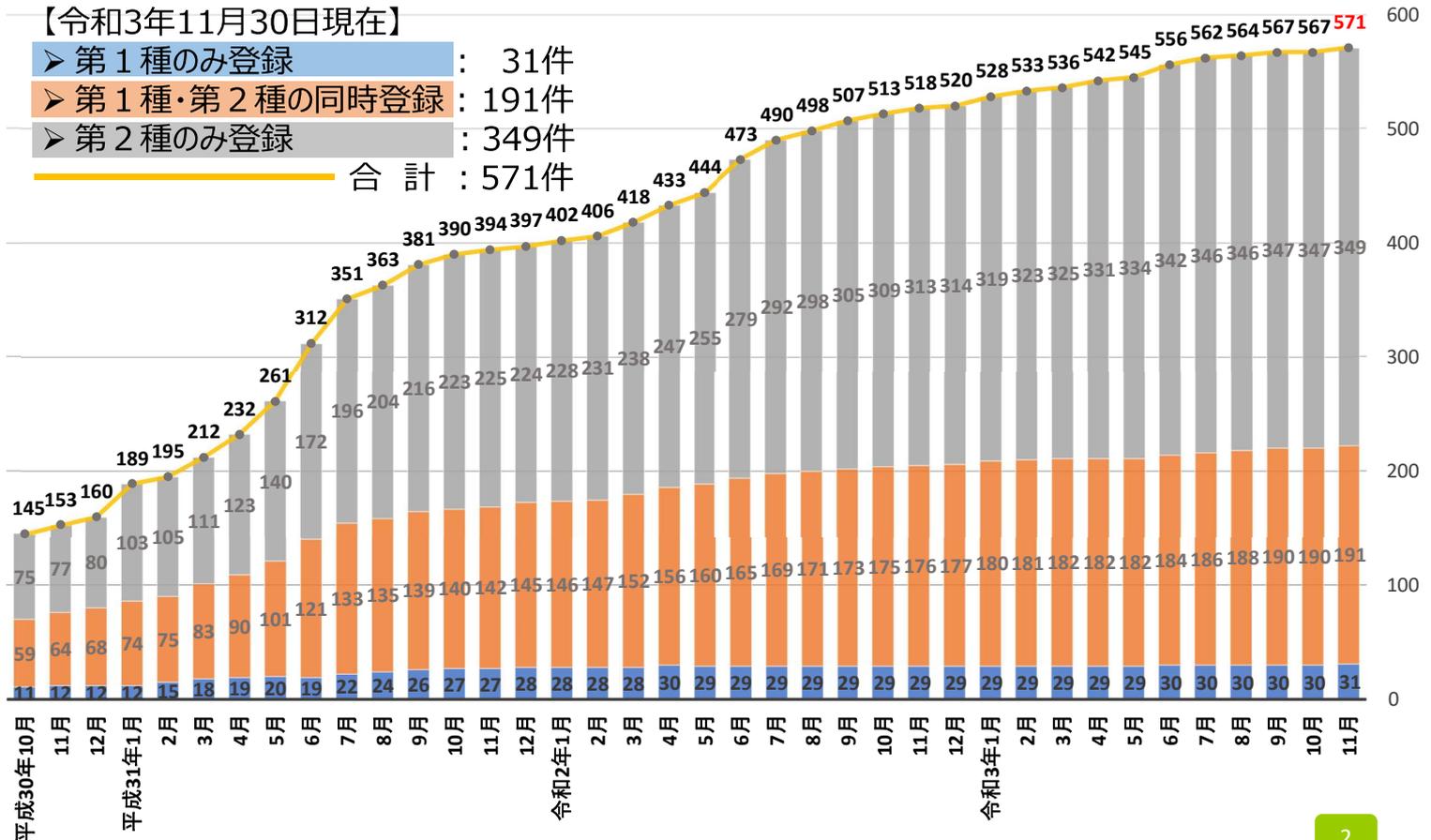
登録実施機関名	登録実施機関の名称	登録実施機関の住所	問い合わせ先 (電話番号)	登録年月日
	公益社団法人 日本木材流通センター	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-5776-2800	平成28年10月1日
	公益社団法人 日本木材流通センター	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-5776-2800	平成28年10月1日
	公益社団法人 日本木材流通センター	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-5776-2800	平成28年10月1日
	公益社団法人 日本木材流通センター	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-5776-2800	平成28年10月1日
	公益社団法人 日本木材流通センター	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-5776-2800	平成28年10月1日
	公益社団法人 日本木材流通センター	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-5776-2800	平成28年10月1日
	公益社団法人 日本木材流通センター	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-5776-2800	平成28年10月1日
	公益社団法人 日本木材流通センター	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-5776-2800	平成28年10月1日
	公益社団法人 日本木材流通センター	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-5776-2800	平成28年10月1日

林野庁説明資料

- ①木材関連事業者の登録件数
- ②測定指標の変更
- ③令和3年度補正予算
- ④令和4年度当初予算
- ⑤合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会

「クリーンウッド」普及促進事業
 木材関連事業者登録の推進 第2回運営委員会
 令和3年12月27日
 林野庁 木材利用課

木材関連事業者の登録件数累計（各月末時点）



登録の一覧に基づく都道府県別・地域別登録木材関連事業者数

北海道		東北		関東		中部		近畿		中国・四国		九州・沖縄	
北海道	42	青森県	7	茨城県	4	新潟県	12	三重県	7	鳥取県	4	福岡県	7
		岩手県	15	栃木県	9	富山県	10	滋賀県	10	島根県	5	佐賀県	2
		宮城県	10	群馬県	18	石川県	6	京都府	13	岡山県	12	長崎県	2
		秋田県	38	埼玉県	14	福井県	4	大阪府	34	広島県	8	熊本県	10
		山形県	5	千葉県	7	山梨県	3	兵庫県	11	山口県	4	大分県	4
		福島県	11	東京都	71	長野県	9	奈良県	11	徳島県	13	宮崎県	19
				神奈川県	12	岐阜県	13	和歌山県	7	香川県	7	鹿児島県	10
						静岡県	22			愛媛県	3	沖縄県	1
						愛知県	24			高知県	1		
計	42	計	86	計	135	計	103	計	93	計	57	計	55

R2年度登録推進セミナー開催

R2年度地方協議会開催

全国計 571

3

登録の一覧に基づく都道府県別・地域別・事業別(第一種、第二種)登録木材関連事業者数

北海道				東北				関東				中部				近畿				中国・四国				九州・沖縄			
種別	I	I,II	II	種別	I	I,II	II	種別	I	I,II	II	種別	I	I,II	II	種別	I	I,II	II	種別	I	I,II	II	種別	I	I,II	II
北海道	3	22	17	青森県	0	4	3	茨城県	2	0	2	新潟県	1	3	8	三重県	0	2	5	鳥取県	0	1	3	福岡県	1	0	6
				岩手県	2	6	7	栃木県	0	3	6	富山県	1	3	6	滋賀県	0	2	8	島根県	0	2	3	佐賀県	0	1	1
				宮城県	0	4	6	群馬県	1	1	16	石川県	0	0	6	京都府	1	4	8	岡山県	1	4	7	長崎県	0	0	2
				秋田県	2	7	29	埼玉県	0	4	10	福井県	0	1	3	大阪府	1	12	21	広島県	0	3	5	熊本県	0	2	8
				山形県	0	1	4	千葉県	0	2	5	山梨県	1	1	1	兵庫県	0	3	8	山口県	0	2	2	大分県	0	3	1
				福島県	2	0	9	東京都	3	38	30	長野県	2	2	5	奈良県	1	5	5	徳島県	0	6	7	宮崎県	2	6	11
								神奈川県	1	4	7	岐阜県	1	6	6	和歌山県	1	3	3	香川県	0	2	5	鹿児島県	1	3	6
												静岡県	0	7	15					愛媛県	0	2	1	沖縄県	0	0	1
												愛知県	0	4	20					高知県	0	0	1				
計	3	22	17	計	6	22	58	計	7	52	76	計	6	27	70	計	4	31	58	計	1	22	34	計	4	15	36

R2年度登録推進セミナー開催

R2年度地方協議会開催

全国計 I I,II II
31 191 349

4

測定指標の変更について

- これまで、森林・林業基本計画に基づく測定指標として、「登録木材関連事業者数」を設定
 - 令和2年度実績536業者（目標数13,000業者）
- 新たな基本計画に基づく測定指標として「**第一種登録木材関連事業者が取り扱う合法性が確認できた木材の量**」を設定
 - 令和7年度に、木材の総需要量8,700万³m（見通し）の5割にあたる4,350万³mを目標に設定
 - 令和2年度の値は2,844万³m（令和2年木材需要量の約38%）

18 木材産業国際競争力・製品供給力強化緊急対策＜一部公共＞

【令和3年度補正予算額 49,482百万円】
【令和3年度補正予算額（デジタル庁計上） 22百万円】

<対策のポイント>

木材製品の国際競争力の強化や新たな農林水産物の輸出目標の達成に向け、加工施設の大規模化・高効率化等を支援します。また、これらの加工施設へ原木を低コストで安定的に供給するとともに、森林資源の安定確保や森林吸収源対策の取組の加速化を図るため、路網整備、高性能林業機械の導入、搬出間伐、再造林、エリートツリー等の苗木の生産施設整備等の取組を支援します。加えて、木材製品の消費拡大や新技術の実証とともに、木材製品等の輸出拡大に向けた取組等を支援します。さらに、今般の木材不足・価格高騰（いわゆるウッドショック）への緊急的な対応に資する取組を支援します。

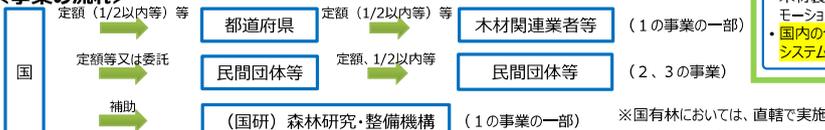
<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（31百万³m [令和元年度] →42百万³m [令和12年度まで]）

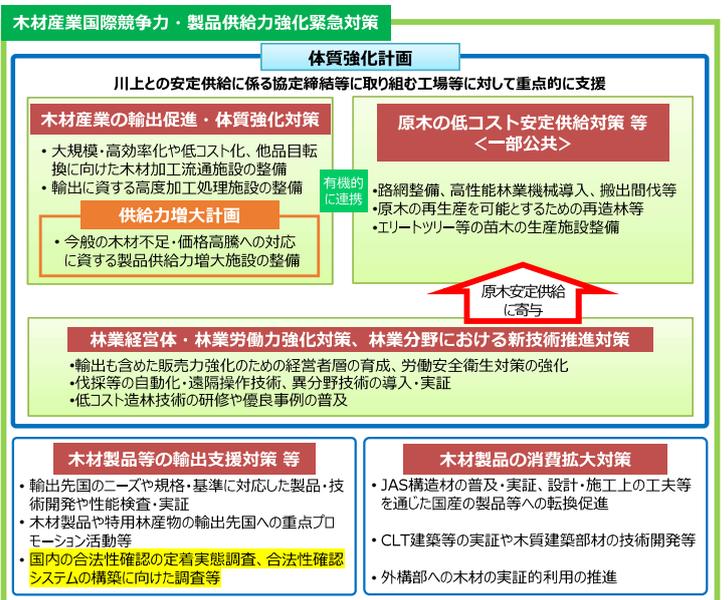
<事業の内容>

- 1. 木材産業国際競争力強化対策等＜一部公共＞** 44,202百万円
 - ① 木材産業の輸出促進・体質強化対策**
木材製品の国際競争力の強化や輸出拡大に向けた加工施設の大規模化・高効率化、他品目転換、高付加価値化等を支援します。加えて、いわゆるウッドショックへの緊急的な対応として、ボトルネックとなっている乾燥施設の能力向上等の施設整備を支援します。
 - ② 原木の低コスト安定供給対策等＜一部公共＞**
大径材を含む原木を加工施設へ低コスト・安定的に供給するとともに、森林資源の安定確保や森林吸収源対策の取組の加速化を図るため、路網整備、高性能林業機械の導入、搬出間伐、再造林、エリートツリー等の苗木の生産施設整備等を支援します。
- 2. 木材製品等の輸出支援対策等** 500百万円
輸出も含めた販売力強化のための人材育成、輸出先国のニーズ・規格等に対応した製品開発や性能検査・実証、輸出先国への重点プロモーション活動等を支援します。このほか、国内におけるクリーンウッド法に基づく合法性確認の定着実態調査や流通木材の合法性確認システムの構築に向けた調査等を実施します。
- 3. 木材製品の消費拡大対策等** 4,802百万円
非住宅分野等の外構部も含めた木造化・木質化等を推進するとともに、いわゆるウッドショックへの緊急的な対応として、国産の製品等への転換促進を支援します。伐採等の自動化・遠隔操作技術、異分野技術の導入・実証等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



＜対策のポイント＞

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、①木材関連事業者登録の推進への支援及び協議会による普及啓発活動の支援、②違法伐採関連情報の提供を実施します。

＜事業の内容＞

1. 「クリーンウッド」普及啓発活動等（継続）

- 全国レベル及び都道府県レベルにおける合法伐採木材等の流通・利用の促進を目的とした協議会による普及啓発活動を支援します。
- 木材関連事業者の登録を促進するための専門家の派遣、セミナー・個別相談等の開催を支援します。

2. 違法伐採関連情報の提供（継続）

- 情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じて、国別・地域別の違法伐採関連情報の提供及び掲載済み国別情報の更新を行います。

＜事業イメージ＞

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成29年5月20日施行）

- 国の責務【第4条】
 - ・必要な資金の確保
 - ・国内外における木材の生産・流通の実態、木材流通に関する法令についての情報の収集・提供
 - ・登録に係る制度の周知
 - ・登録木材関連事業者による優良な取組の公表、教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化

- 事業者の責務【第5条】
 - ・木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。

- 木材関連事業者の登録【第8条】
 - ・木材関連事業者であってその取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるものは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の登録を受けた者（「登録実施機関」）が行う登録を受けることができる。

「クリーンウッド」普及啓発活動等への支援

○セミナー等の開催



○協議会による普及啓発活動



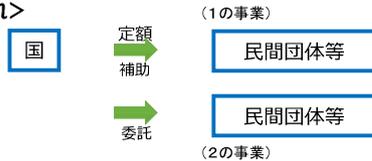
教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化

違法伐採関連情報の提供（委託）



「クリーンウッド・ナビ」において合法伐採木材関係情報を提供

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2496）

合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会について

1. 趣旨

- ・ 合法伐採木材等の流通及び利用についての現状や課題等について把握するため、木材関係各種業界団体等からヒアリング等を実施。
- ・ 全7回程度開催し、「中間とりまとめ」として課題等について整理する予定。

2. 開催状況

【第1回】令和3年9月29日（水）
検討会メンバーからの話題提供（1）

【第2回】令和3年10月11日（月）
検討会メンバーからの話題提供（2）

【第3回】令和3年10月25日（月）
NGO等からのヒアリング、登録実施機関との意見交換概要報告

【第4回】令和3年11月10日（水）
林野庁関係の木材関連事業者・業界団体ヒアリング

【第5回】令和3年11月29日（月）
国土交通省・経済産業省関係の木材関連事業者・業界団体ヒアリング

【第6回】令和3年12月10日（金）
木材関連事業者・業界団体ヒアリング
素材生産事業者等への調査報告

【第7回】令和4年1月13日（木） 予定

3. 参考

- ・ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 附則（抄）（検討）
 - 3 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について 検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- ・ 検討会URL：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/ryuturiyou/210915.html>
林野庁トップページ → 「分野別情報」 → 「合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会」

林野庁説明資料

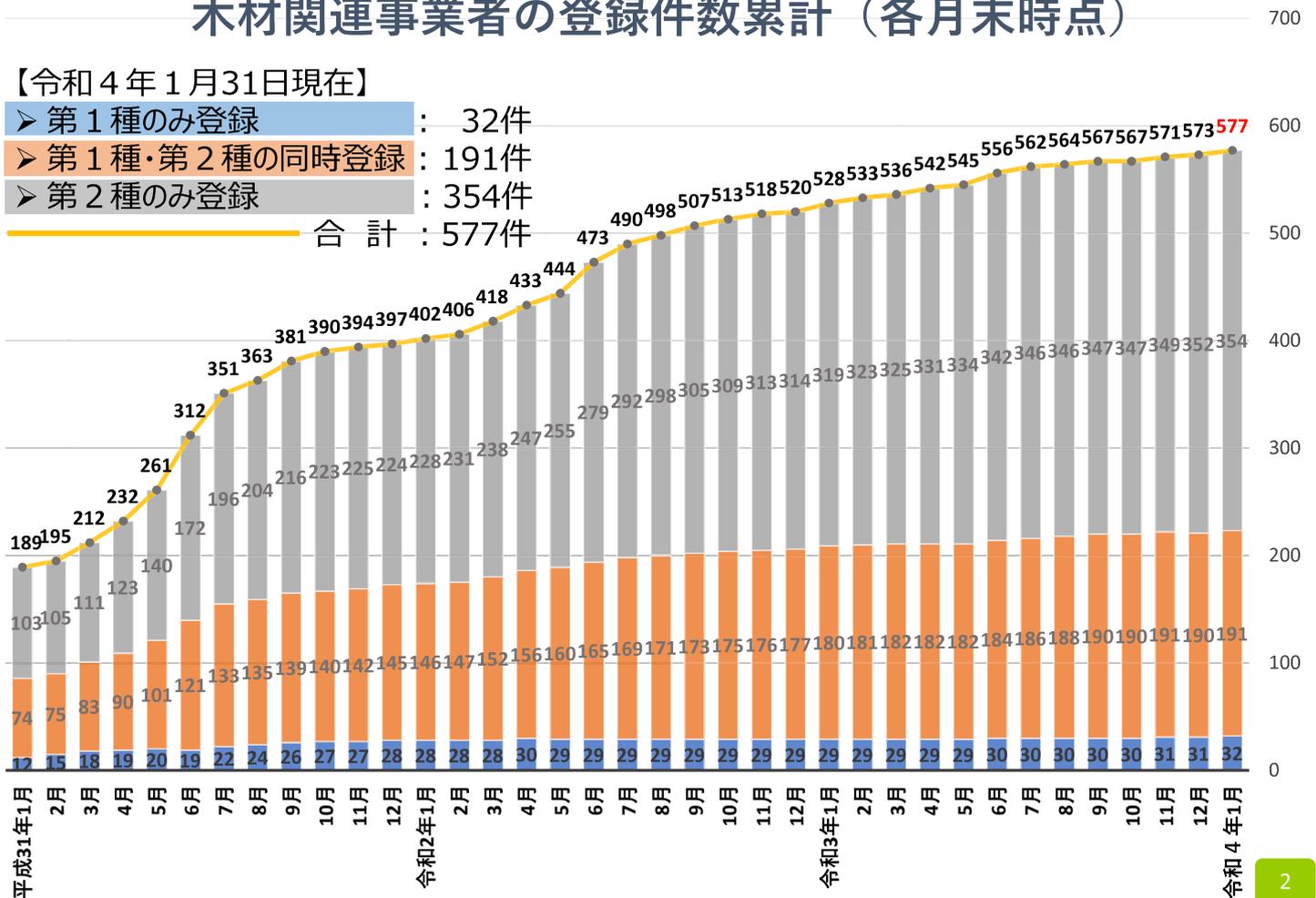
- ① 木材関連事業者の登録件数
- ② 令和2年度の先進事例
- ③ 合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会

「クリーンウッド」普及促進事業
 木材関連事業者の登録の推進 第3回推進委員会
 令和4年3月2日
 林野庁 木材利用課

木材関連事業者の登録件数累計（各月末時点）

【令和4年1月31日現在】

- 第1種のみ登録 : 32件
- 第1種・第2種の同時登録 : 191件
- 第2種のみ登録 : 354件
- 合計 : 577件



登録の一覧に基づく都道府県別・地域別登録木材関連事業者数

北海道		東北		関東		中部		近畿		中国・四国		九州・沖縄	
北海道	42	青森県	7	茨城県	4	新潟県	11	三重県	7	鳥取県	4	福岡県	8
		岩手県	15	栃木県	10	富山県	10	滋賀県	10	島根県	5	佐賀県	2
		宮城県	10	群馬県	18	石川県	6	京都府	13	岡山県	13	長崎県	2
		秋田県	37	埼玉県	14	福井県	4	大阪府	34	広島県	9	熊本県	10
		山形県	5	千葉県	7	山梨県	3	兵庫県	11	山口県	5	大分県	4
		福島県	11	東京都	72	長野県	9	奈良県	11	徳島県	14	宮崎県	19
				神奈川県	12	岐阜県	13	和歌山県	7	香川県	8	鹿児島県	10
						静岡県	22			愛媛県	3	沖縄県	1
						愛知県	24			高知県	1		
計	42	計	85	計	137	計	102	計	93	計	62	計	56

全国計	577
-----	-----

登録の一覧に基づく都道府県別・地域別・事業別(第一種、第二種)登録木材関連事業者数

北海道				東北				関東				中部				近畿				中国・四国				九州・沖縄			
都道府県名	種別																										
	I	I,II	II																								
北海道	3	22	17	青森県	0	4	3	茨城県	2	0	2	新潟県	1	3	7	三重県	0	2	5	鳥取県	0	1	3	福岡県	1	0	7
				岩手県	2	6	7	栃木県	0	3	7	富山県	1	3	6	滋賀県	0	2	8	島根県	0	2	3	佐賀県	0	1	1
				宮城県	0	4	6	群馬県	1	1	16	石川県	0	0	6	京都府	1	4	8	岡山県	2	4	7	長崎県	0	0	2
				秋田県	2	6	29	埼玉県	0	4	10	福井県	0	1	3	大阪府	1	12	21	広島県	0	3	6	熊本県	0	2	8
				山形県	0	1	4	千葉県	0	2	5	山梨県	1	1	1	兵庫県	0	3	8	山口県	0	2	3	大分県	0	3	1
				福島県	2	0	9	東京都	3	39	30	長野県	2	2	5	奈良県	1	5	5	徳島県	0	6	8	宮崎県	2	6	11
								神奈川県	1	4	7	岐阜県	1	6	6	和歌山県	1	3	3	香川県	0	2	6	鹿児島県	1	3	6
												静岡県	0	7	15					愛媛県	0	2	1	沖縄県	0	0	1
												愛知県	0	4	20					高知県	0	0	1				
計	3	22	17	計	6	21	58	計	7	53	77	計	6	27	69	計	4	31	58	計	2	22	38	計	4	15	37

全国計	I	I,II	II
	32	191	354

令和2年度 登録木材関連事業者の先進事例

<第一種木材関連事業>

デューデリジェンスの実施にあたって、原産地のリスク（FSCのナショナルリスクアセスメントを参照）およびサプライチェーンにおける混入リスクを評価して、低リスクと判定した供給者を「供給者リスト」に登録し、リスクの低減を図っている。

また、新型コロナウイルス禍の影響で現地調査ができないため中断している状況ではあるが、これまでの調達事例を踏まえ自社のデューデリジェンスの手引きを作成中である。

（日本製紙木材株式会社）

合法が確認された木材の入荷時に、丸太の木口にナンバリングテープで識別を行い在庫一覧表の備考欄に証明書番号を記載して、確認を取りやすくするとともに、証明書にかかわる記録類は入荷順、業者別に分けて保管している。

（飛騨産業株式会社）

<第二種木材関連事業>

家具材料のうち、内部材（表面仕上げ材以外の材料）に関しては、合法性の確認された木材（FSC認証材）で調達できる流通経路を整備した。

（株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザイン）

譲り渡し時の措置として、クリーンウッド法に基づく合法性の確認結果は、自社のHPに最新情報を逐一アップし、顧客に対して常に最新情報を提供することで、クリーンウッド法の趣旨を顧客と共に理解を深めることに取り組んでいる。

（株式会社ウッドワン）

合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会について

1. 趣旨

- 合法伐採木材等の流通及び利用についての現状や課題等について把握するため、木材関係各種業界団体等からヒアリング等を実施。
- 全8回程度開催し、「中間とりまとめ」として課題等について整理する予定。

2. 開催状況

【第1回】令和3年9月29日（水）
検討会メンバーからの話題提供（1）

【第2回】令和3年10月11日（月）
検討会メンバーからの話題提供（2）

【第3回】令和3年10月25日（月）
NGO等からのヒアリング、登録実施機関との意見交換概要報告

【第4回】令和3年11月10日（水）
林野庁関係の木材関連事業者・業界団体ヒアリング

【第5回】令和3年11月29日（月）
国土交通省・経済産業省関係の木材関連事業者・業界団体ヒアリング

【第6回】令和3年12月10日（金）
木材関連事業者・業界団体ヒアリング
素材生産事業者等への調査報告

【第7回】令和4年1月13日（木）
これまでの議論の振り返り

【第8回】令和4年3月2日（水）

3. 参考

- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 附則（抄）（検討）
3 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について 検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 検討会URL：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/ryuturiyou/210915.html>
林野庁トップページ → 「分野別情報」 → 「合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会」

ガイドラインに基づく合法木材供給制度 とクリーンウッド法の概要について

2022(令和4)年1月

一般社団法人全国木材組合連合会

本日の構成

- 1 違法伐採とは何か
- 2 我が国における違法伐採対策の経過
- 3 グリーン購入法と林野庁ガイドライン
- 4 海外の動向
- 5 クリーンウッド法の概要
- 6 クリーンウッド法における木材関連事業者登録について
- 7 まとめ
- 8 クリーンウッド法に関する情報提供
- 9 最後に(お願いと最新情報)

1. 違法伐採とは何か

(1) 違法伐採の定義、考え方

違法伐採：一般的に、それぞれの国の法律に反して行われる伐採
(国際的に合意された定義はない。)

概ね以下のケースが違法伐採に該当

- ① 国立公園や保護区の森林といった伐採禁止エリアで伐採
- ② 得るべき許可を受けずに伐採(許可証の偽造を含む)
- ③ 許可された量、面積、区域等を越えての伐採
- ④ 先住民等の権利を不当に侵害して伐採 等

違法伐採が引き起こす問題とは

- 木材生産地の環境破壊 (→水源涵養機能の低下、生物多様性の喪失等)
- 地球温暖化の進行 (→森林減少・劣化によるCO₂排出)
- 不公正な貿易 (→適正なコストを払わない木材は価格競争力が強い)
- ゲリラやテロ組織への資金供給

1. 違法伐採とは何か

(2) 違法伐採の事例：構造と様態に大きな変化

日本のメディア等で報道される事例は、比較的大規模・悪質なものと考えられる。地元行政機関や軍部の汚職によるものや、テロ組織の資金源になっているケース等も報告されているが、氷山の一角と言われている。

① 途上国の法整備、執行体制の強化

インドネシア、マレーシアを含め、途上国において違法伐採対策、輸出許可等実効性のある取組みが進展
途上国における森林認証制度の普及、天然林の伐採量の減少

② 輸入国、消費国の需要者、消費者の意識の変革

消費者の間に、木材・木材製品の出所、由来、持続可能性に留意する意識が拡大
木材関連企業のCSR、CSVの中での、合法性、持続可能性の追求、差別化

③ 中間貿易国の増加

木材の伐採国から消費国への直接貿易から、中国、ベトナムなど中間加工国を通じた貿易の急速な拡大
→伐採国での合法性の確認が困難に

①違法伐採があるとすれば、それぞれの地域の個々の問題

→実態に応じた個別の対策が必要

②違法伐採木材の市場からの排除

→疑わしい木材から信頼できる木材へのシフト(SDGs、ESG投資の面からも環境等に配慮した木材への関心が高まっている)

2. 我が国における違法伐採対策の経過

(1) 国際的な背景

○ G8サミット(先進国首脳会議)

- H12 九州・沖縄サミット:「違法伐採に対処する最善の方法を検討」との首脳声明を発表
- H20 北海道洞爺湖サミット:「G8違法伐採専門家報告書」を公表

○ APEC(アジア太平洋経済協力フォーラム)

(2) これまで行われてきた国内における対策

○ 法令における合法木材の位置づけ

- グリーン購入法
- 公共建築物等木材利用促進法

} 対象とする木材・木材製品について、合法性を要件に

○ 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の策定 (2006年)

- グリーン購入法に則して調達する木材・木材製品の合法性の判断基準として、林野庁が策定・公表
- 業界団体による事業者認定による方法、森林認証とCoC認証を活用した方法、個別企業による自主的な証明方法の3種類の方法を例示

2. 我が国における違法伐採対策の経過

(3) グリーン購入法の活用

国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律(グリーン購入法)(平成12年法律第100号)

- 環境負荷の低減に資する物品・役務(環境物品等)について、国等の公的部門における調達の推進、情報の提供等により、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

国等における調達の推進

基本方針*の策定(閣議決定・毎年度見直し)
➢各機関が調達方針を作成する際の基本的事項



国等の各機関(国会、裁判所、各省庁、独立行政法人等)
➢毎年度「調達方針*」を作成公表
➢調達方針に基づき調達推進
➢調達実績の取りまとめ、公表、環境大臣への通知

*基本方針や各機関の調達方針の中でガイドラインに基づく合法木材の判断基準・調達目標を明記

地方公共団体・地方独立行政法人

- 毎年度、調達方針の作成に努める(努力義務)
- 調達方針に基づき調達推進(努力義務)

事業者・国民

- できる限り環境物品等を選択(一般的責務)

情報の提供

メーカー、環境ラベル団体等:適切な環境情報の提供

国(政府):上記の情報を整理、分析して提供

○平成18年基本方針変更:合法性が証明された木材・木材製品を政府調達の対象に追加

[紙類、文具、ベッドフレーム、オフィス家具、公共工事資材]

○平成27年基本方針変更:合板型枠(公共工事資材のうち)を追加

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン 2006(平成18)年2月 林野庁

1. 森林認証とCoC認証を活用した方法

森林認証(FSC、PEFC、SGEC等)を取得した森林から生産された木材・木材製品が、それ以外の木材と混じらないよう、CoC認証制度により、適切に分別管理されていることを評価・認証(認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明)

2. 業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定による方法

関係団体は、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成。団体の認定事業者が生産・加工・流通の各段階で証明書を交付。

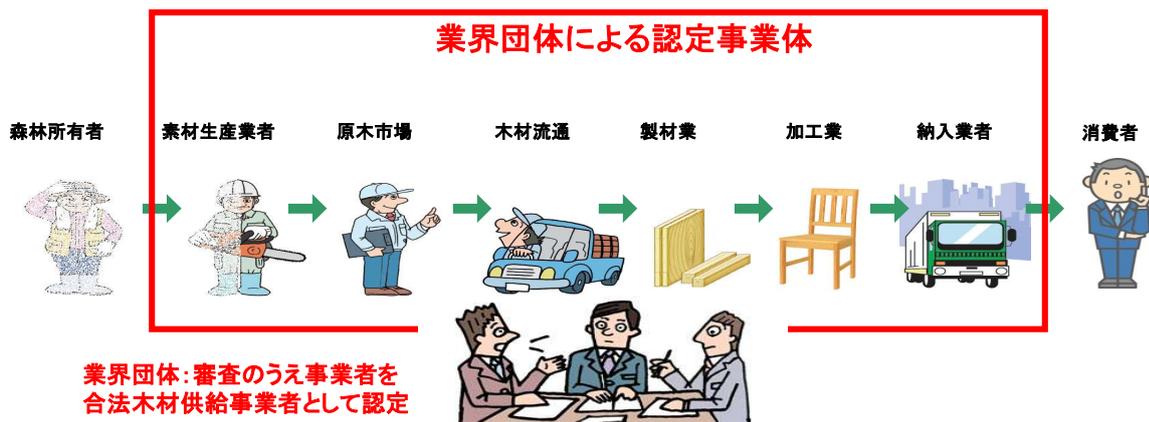
3. 個別企業による自主的な証明方法

規模の大きな企業等が独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階に至るまでの流通経路等を把握した上で証明。

7

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法



信頼を持って受け入れられるように、「**業界をあげた継続的な努力**」が必要。
例: 認定団体研修、認定事業者研修の定期的な開催、
合法木材ナビ等での情報公開(合法木材取扱実績の報告、認定事業者名簿の公表等)

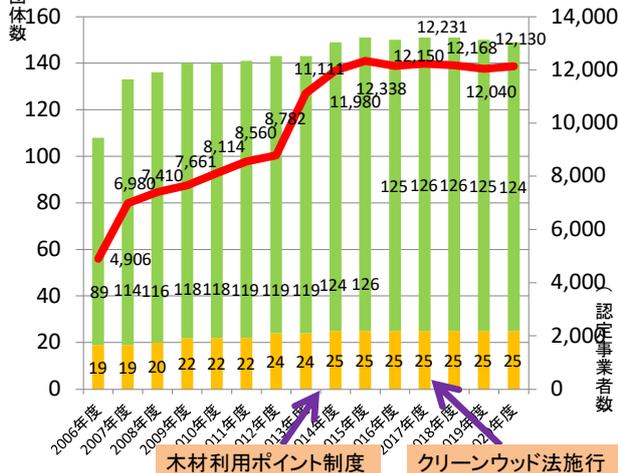
8

2-6. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

認定団体数と認定事業者数の推移

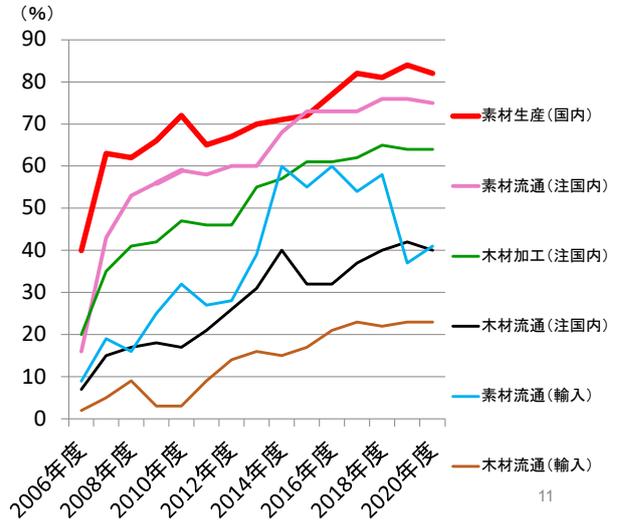
149の認定団体が約12,060社を認定

(2021年12月末時点、合法木材ナビより)



合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績

(木材・木製品の取扱量に占める合法性が証明されたものの割合)



11

4. 海外の動向（各国の違法伐採対策）

(1) デュー・ディリジェンス(DD: 然るべき注意)とは？

各事業者が、自ら取り扱う木材・木材製品が違法伐採材ではないことを判断するために、払って然るべき適切な注意及び努力。

デュー・ディリジェンスの実施例

1. 木材・木材製品の情報の確認(情報へのアクセス)
 - ① 樹種名、伐採国(必要に応じ、伐採地域、伐採許可の有無)
 - ② 木材・木材製品を供給した者の名称、所在地
 - ③ 木材・木材製品に適用される法律を遵守していることを示す書類及びその他の関連情報
2. リスク評価の実施(リスクアセスメント)

上記1. に基づき、

 - ① 該当する樹種の違法伐採の状況、
 - ② 生産地における違法伐採の状況、
 - ③ 流通経路、

等もふまえ、取り扱おうとする木材・木材製品のリスクを評価。
3. 最終判断(→リスクの緩和・低減)

上記2. に基づき、取引見合わせ/追加書類の確認による再評価/取引実行等を判断。

4. 海外の動向（各国の違法伐採対策）

(2) 米国:レイシー法

1. 1900年成立。2008年12月に「木材・木材製品」を対象に追加。
2. 対象品目…ほとんどの木材製品が対象(チップ・薪、炭、丸太…、杖・鞭、ピアノ、その他弦楽器、拳銃の付属品…)
3. 義務または禁止されている事項
連邦法や規則・条約、州法及び外国の法律に違反して採取、保持、輸送、売買された木材・木材製品の州間及び国際的な輸入、輸出、移送、売買、受取、入手。申告書類・表示の偽装等。
4. 罰則あり

(3) EU: 木材規則(EUTR)

1. 2010年10月成立、2013年3月から施行
2. 対象品目…ほとんどの木材製品が対象(チップ・薪、丸太、枕木、製材…合板・集成材、額縁…)
3. 義務または禁止されている事項
 - (1) 事業者(木材・木材製品をEU市場に最初に出荷する者)
 - 違法な木材・木材製品のEU市場への出荷の禁止。
 - 市場に木材・木材製品を出荷する際、**デュー・ディリジェンス(DD)**を行わなければならない。
 - (2) 取引業者(EU市場に出荷された木材・木材製品を販売または購入する者)
 - 木材・木材製品の購入元及び販売先の記録を最低5年間保存…
4. 罰則あり

(4) 豪州、韓国でも…

5. クリーンウッド法の概要

制定の経緯

OH17(2005) グレンイーグルス・サミット(英国)

日本政府の気候変動イニシアティブにおいて、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、「グリーン購入法」を用い、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入することを宣言。

OH18(2006) 木材・木材製品の合法性証明のためのガイドライン
(世界に先駆けて実施)

○欧米等における法律の制定
(米)レイシー法(2008)
(欧)EU木材規則(2013)英、独、仏、伊など
(豪)違法伐採禁止法(2014)
(韓国)違法伐採関連法令(2018. 10月施行)

・対象を民間にも拡大
・供給側のみならず需要側も対象に

〔 EUは日本に対し、違法伐採対策の法制化を働きかけ 〕

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)

OH28(2016) 伊勢志摩サミット

日本における違法伐採対策の強化を発信 →議員立法で成立(2016年5月) ¹⁴

5. クリーンウッド法の概要

- 定義** 木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条1項] ← **国等に納めるものだけでなく民間の取引も対象**
- ・合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条2項] ← **対象となる物品が拡大**



5. クリーンウッド法の概要

クリーンウッド法のねらい

法のねらい

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進
(流通・利用する合法伐採木材等を増やすこと)

事業者は

そのために

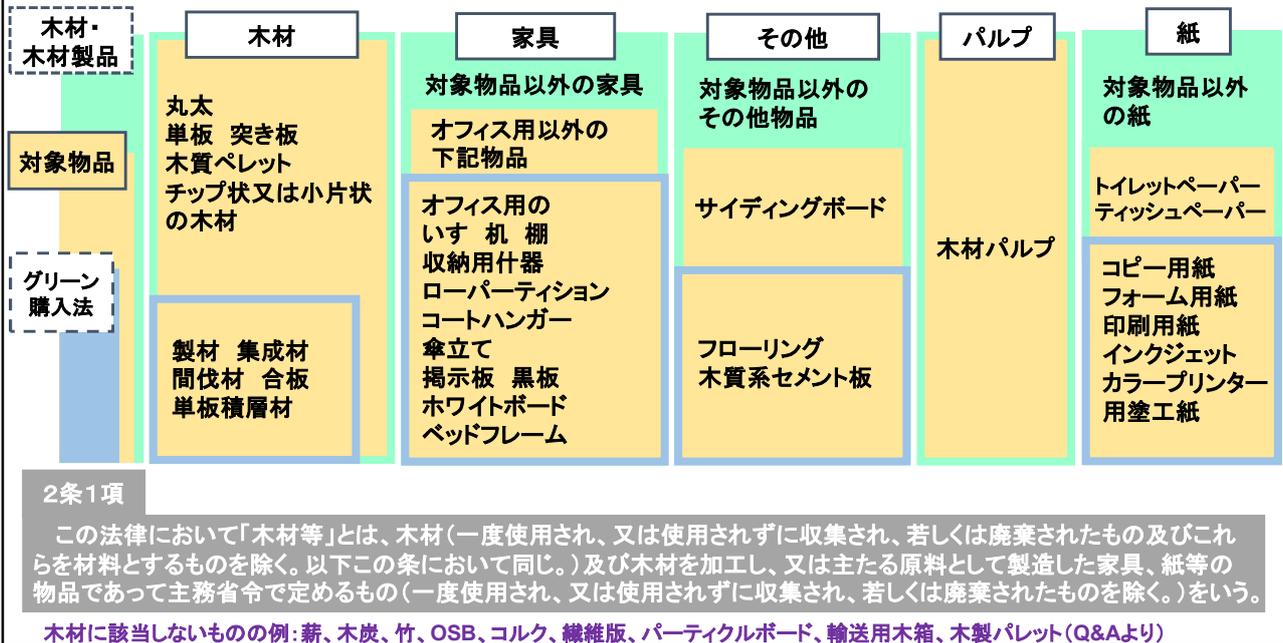
- 事業者一般は合法伐採木材等の利用に努める(第5条)
- 木材及びその製品(省令で定義)を製造・加工・輸入・販売(消費者への販売を除く)する又は木材を使用して建築等をする事業者(木材関連事業者)は国が定める基準に沿った**合法伐採木材等の確認等(DD(デューデリジェンス)等)を行う**(第6条)
- 上記の措置を適切かつ確実に行う者は登録を受け、「登録木材関連事業者」の名称を使用できる(第13条)

国は

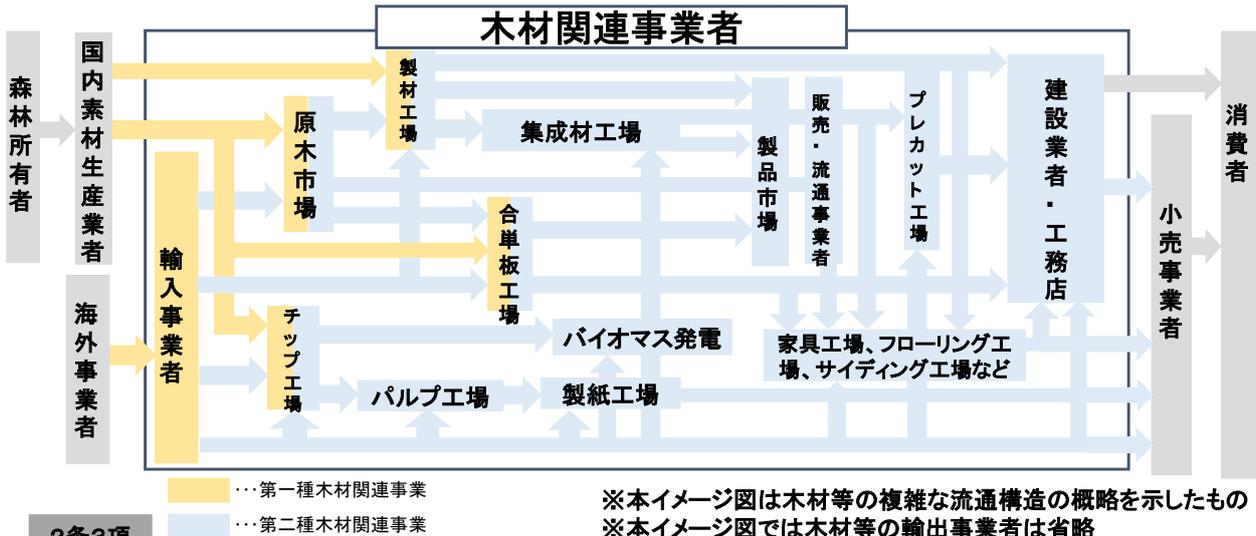
そのために

- 諸外国の法令等に関する情報を収集・提供する(第4条)
- 法の意義を国民・事業者に広報する(第4条)
- 木材関連事業者に対し指導・助言、報告徴収・立入検査を行う(第7条、第33条)
- 登録木材関連事業者の優良な取組を公表する(第4条)
- 諸外国・民間団体等と連携・協力する(第31条、第32条)

5. クリーンウッド法の概要 対象物品【2条1項関係】



5. クリーンウッド法の概要 木材関連事業者の範囲【2条3項関係】

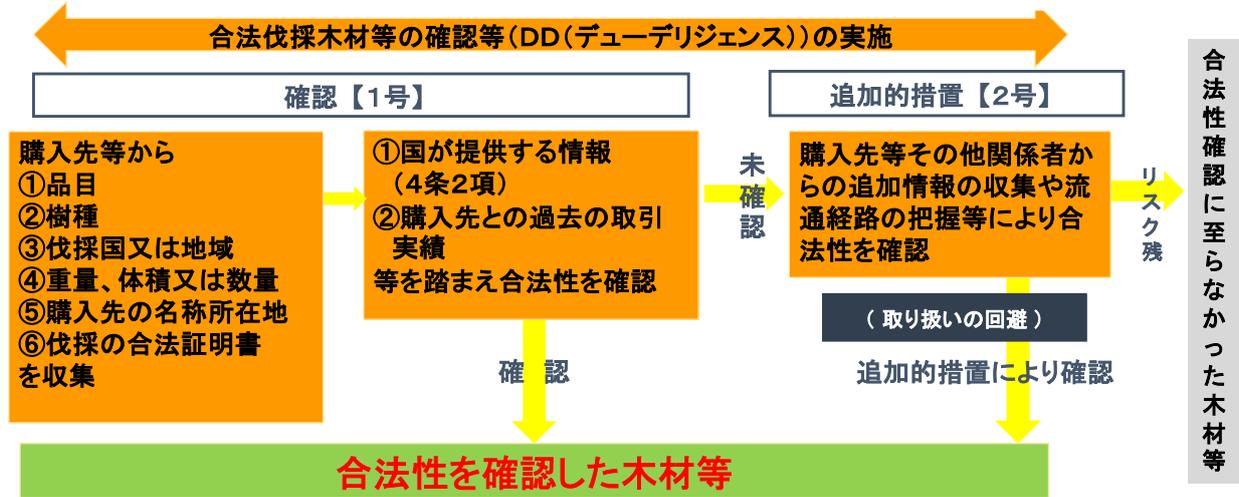


2条3項

この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者をいう。

5. クリーンウッド法の概要

合法性確認の方法(第一種木材関連事業)【6条1項関係】



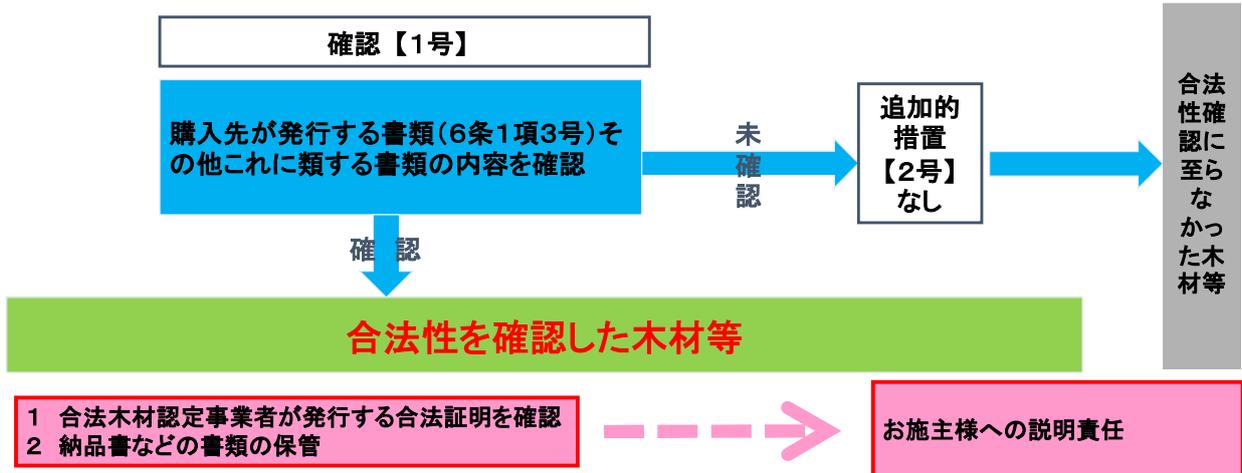
【6条1項】 主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項

二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

5. クリーンウッド法の概要

合法性確認の方法(第二種木材関連事業)【6条1項関係】



【6条1項】 主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項

二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

5. クリーンウッド法の概要（補足）

合法性の確認について

確認【川上の事業者】

（第一種木材関連事業）

①品目、②樹種、③伐採国又は地域、④重量、体積又は数量、⑤購入先の名称所在地、⑥伐採の合法証明書の内容を確認

確認【川下の事業者】

（第二種木材関連事業）

購入先が発行する書類（6条1項3号）その他これに類する書類の内容を確認

木材関連事業者は、ガイドラインに基づく「森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明方法」、「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」及び「個別企業等の独自の取組による証明方法」並びに都道府県等による森林や木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。
（基本方針 II-3-(3)）

認定事業者が、従来通りの分別管理、書類管理・保存、責任者の選任を行い、発行した合法証明書を添付することで、クリーンウッド法における「確認した木材」と認められる（第二種木材関連事業を行う者）。

※第一種はその他の情報も収集して確認すること

5. クリーンウッド法の概要（補足）

木材等を譲り渡すときに必要な措置（情報の伝え方）

譲り渡しの措置に用いる書類の一例

納品書									
株式会社〇〇〇〇 様					令和〇年〇月〇日				
〇〇木材株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇 登録木材関連事業者 登録番号〇〇-CLW-I-〇〇号 ガイドラインに基づく事業者認定番号 〇〇〇合法第〇〇〇号									
商品名	樹種	品等	寸法	数量	単材積	材積	単価	金額	備考
上記の製品は、クリーンウッド法に基づく確認を行い、合法性が確認できたものです。									

登録や認定を受けている場合は、その名称と登録（認定）番号を記載する

木材等について、その合法性の確認を行った旨、及びその結果をすべての木材関連事業者が必ず記載する

納品書に記載するほか、これらの記載すべき情報の一部をカタログやホームページ等で取引先（譲り渡し先）へ提供することも想定されます。

※左の様式は一例であり、合法性の確認を行った旨及び確認ができた旨については、その旨がわかるように記載されれば、その様式は問いません。（「クリーンウッド法の手引とQ&A」（Q33、Q35等）より）

6. クリーンウッド法における木材関連事業者登録について

合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる。

ポイント:

1. 登録は、事業者が自ら手を上げて登録するもの(＝義務ではない)
 2. 「事業者は、…合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。」(第5条)
- 登録のあるなしに関わらず、すべての木材関連事業者は、取り扱う木材等の合法性の確認を行う

登録木材関連事業者になると…(登録のメリット)

環境意識の高い事業者として、市場から高い信頼が得られる。
 法的に位置づけられた事業者としての社会的評価が受けられる。
 地域社会や消費者・事業者に対して、事業者としての信頼性の向上を図れる。
 企業ブランドの向上、無登録事業者との差別化が図れる。…
 国の助成事業で優遇措置あり(JAS構造物利用拡大事業、外構部の木質化支援事業)
 国有林材のシステム販売物件を購入する際に有利になる。(平成31年2月から)

その一方で…(登録木材関連事業者の責務)

継続的に合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施が求められる。(実施状況についての報告義務あり。)→登録の条件を満たさなくなったときは、登録の取り消しもある。

6. 木材関連事業者登録について 登録実施機関一覧(平成29年10月17日登録、平成30年11月27日追加登録)

登録番号	登録実施機関の名称	登録実施事務を行う事務所の所在地	登録実施事務の対象事業
1	公益財団法人 日本合板検査会	①本部(東京都港区) ②北海道検査所(北海道札幌市) ③東北検査所(岩手県盛岡市) ④東京検査所(埼玉県草加市) ⑤名古屋検査所(愛知県名古屋市) ⑥大阪検査所(大阪府大阪市) ⑦中国検査所(島根県松江市) ⑧九州検査所(福岡県北九州市)	第一種 第二種 (1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
2	公益財団法人 日本住宅・木材技術センター	東京都江東区新砂3-4-2	第二種 (1)木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業((2)に掲げる事業と密接に関わる事業に限る。) (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
3	一般財団法人 日本ガス機器検査協会	東京都港区赤坂1-4-10	第一種 第二種 (1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
4	一般社団法人 日本森林技術協会	東京都千代田区六番町7	第一種 第二種 (1)木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業(当該事業において取り扱う木材が国産材であるものに限る。) (2)木質バイオマスを用いた発電事業(当該事業において取り扱う木材が国産材であるものに限る。)
5	一般財団法人 建材試験センター	東京都中央区日本橋堀留町2-8-4	第一種 第二種 (1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
6	一般社団法人 北海道林産物検査会	札幌市中央区北三条西7-1-5	第一種 第二種 (1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業

7

6. 木材関連事業者登録について

○登録するには…（登録の要件）

合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**適切かつ確実に実施**することが求められる。

具体的には…登録申請時に、どのような方法・体制等により合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講じるかについて申請書に記載。

※体制の整備とは…分別管理や責任者の設置、記録の保存、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定(または既存の行動規範の見直し)等

○登録にかかる費用

①国に納付するもの：**登録免許税** 15,000円(申請者が各自で納付)

②登録実施機関に払う費用:(金額は、合板検査会の例(税別))

[登録時] ・**登録手数料**: 登録実施機関により異なる。

事業所数、第一種・第二種によって違いあり。(第一種・事業所数9以下の場合、32,000円)

ガイドラインに基づく合法木材の認定事業者の場合は手数料の割引あり。

[登録後] ・**更新手数料**(5年に1回更新) 11,000円

・**年会費**(2年目以降) 10,000円

※登録事項変更の際には、別途手数料が必要

○登録したら…（登録木材関連事業者の責務）

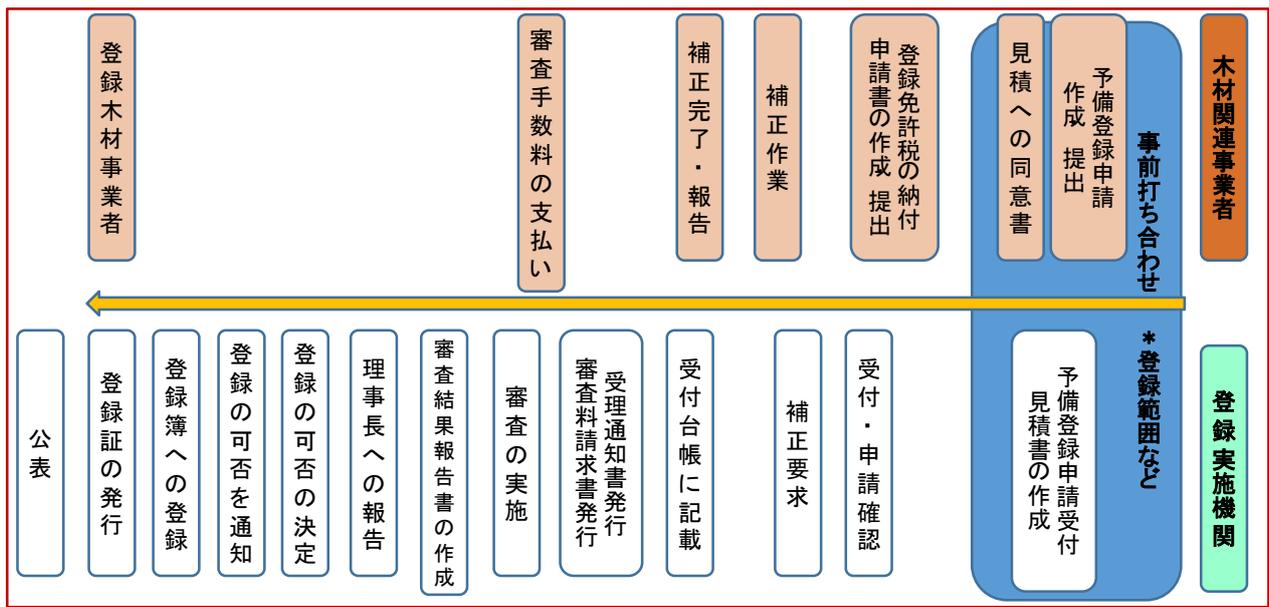
・少なくとも年1回登録実施機関に合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について報告
→**年度報告書**の提出

・登録実施機関が必要に応じて行う登録事項の確認(調査)に協力する義務

6. 木材関連事業者登録について

登録までの流れ

※合板検査会のHPより



6. 木材関連事業者登録について

登録申請書の作成について(合板検査会の例)

1 申請書の記載事項

- (1) 第一種／第二種 の別
- (2) 製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場または事業場
- (4) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類
- (5) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み
- (6) 登録の対象とする木材等の原材料となっている樹木の樹種及び伐採された国又は地域(第一種のみ)

2 添付書類

- (1) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる方法
 - ① 確認に関する事項…判断基準省令に定める方法によりの確に行うことを記載
 - ② 木材等を譲り渡すときに必要な措置…どのような書類にどのような記載をするかを記載
 - ③ 記録の管理に関する事項…書類の保管方法等を記載
- (2) 体制の整備に関する事項
 - ① 合法伐採木材等の分別管理…分別管理の方法
 - ② 責任者の設置
 - ③ その他必要な体制整備(事業者の合法伐採木材等への取り組み方針の設定)…行動規範の設定

3 その他必要な書類

住民票の写し(個人の場合)、定款または寄付行為、登記事項証明書、役員名簿(法人の場合)、誓約書など

6. 木材関連事業者登録について

登録後に必要になる書類

年度報告書の作成について(合板検査会の例)…少なくとも毎年一回提出

報告書の記載事項(第一種木材関連事業の場合)

- ① 木材
 - (1) 伐採国
 - (2) 樹種
 - (3) 木材の種類
 - ・丸太、ひき板、角材、単板、突き板…
 - (4) 入荷量、出荷量
 - 取扱量、うち合法性の確認ができた量
 - (5) 合法性の確認方法及び追加的措置
 - (6) 譲渡しの措置、記録の保存、分別管理の状況、組織体制の状況
 - (7) 今後の取り組み方針
- ② 家具、紙等の物品
 - (1) 家具、紙等の物品(種類)
 - (2) 伐採国
 - (3) 樹種
 - (4) 取扱量、うち合法性の確認ができた量
 - (5) 合法性の確認方法及び追加的措置
 - (6) 譲渡しの措置、記録の保存、分別管理の状況、組織体制の状況
 - (7) 今後の取り組み方針

6. 木材関連事業者登録について

登録する事業の範囲(9条1項関係):

- 第一種木材関連事業...事業者単位(例:株式会社〇〇)で登録
- 第二種木材関連事業...事業所・部門単位等(例:〇〇事業部、〇〇グループ)
部材群・製品群単位(構造材、〇〇シリーズ)での登録も可能

登録に当たっては、登録実施機関との**事前の相談(打合せ)**が重要

- ・第一種で登録?第二種も一緒に登録?
- ・第二種で登録なら、事業所ごと?部署(製品)ごと?
- ・費用は?申請書の書き方は?...



登録実施機関にご相談ください。

- ・(公財)日本合板検査会 URL <http://www.jp-pic-ew.net/index.shtml>
- ・(公財)日本住宅・木材技術センター URL <http://www.howtec.or.jp/>
- ・(一財)日本ガス機器検査協会 URL <http://www.jia-page.or.jp/environment/>
- ・(一社)日本森林技術協会 URL <http://www.jafta.or.jp/contents/home/>
- ・(一財)建材試験センター URL <https://www.jtccm.or.jp/>
- ・(一社)北海道林産物検査会 URL <http://hokurinken.jp/>

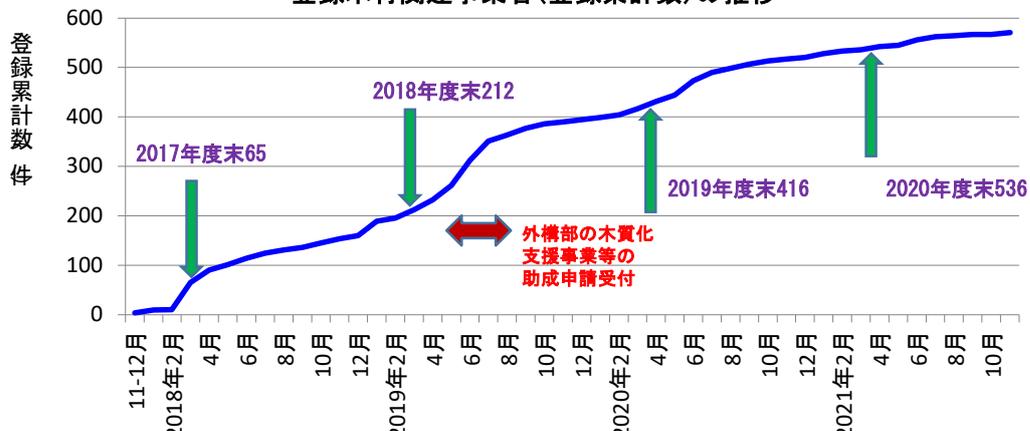
6. 木材関連事業者登録について

木材関連事業者の登録件数

【2021(令和3)年11月30日現在】(CWナジより)

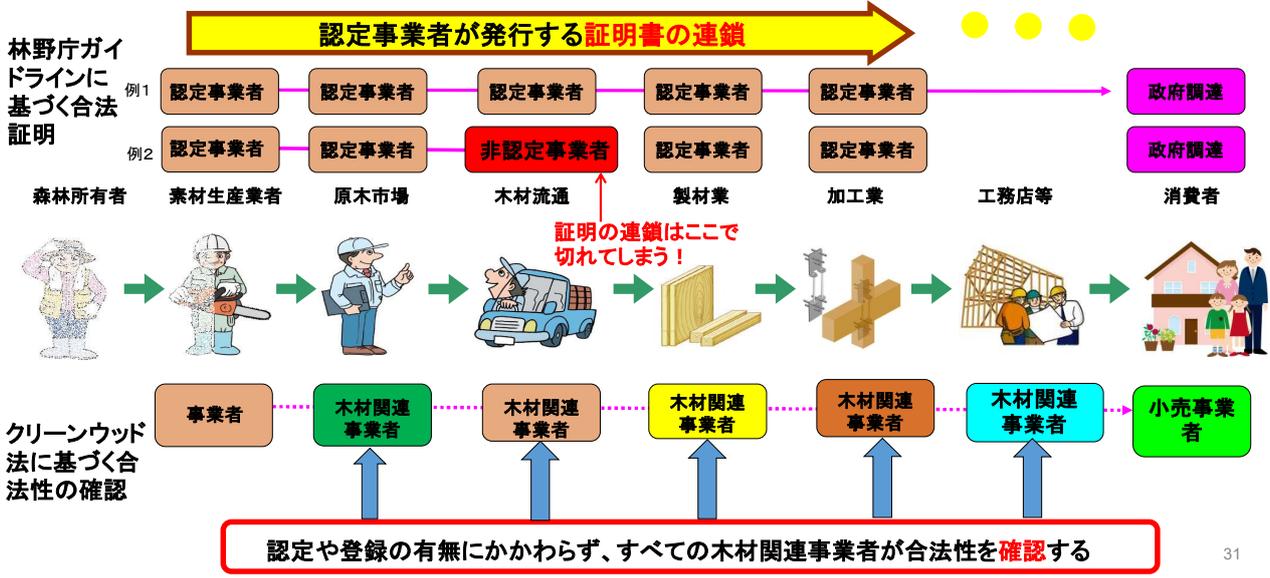
- 第一種: 222件 (うち第二種との同時登録: 191件)
- 第二種: 349件 合計: 571件 ※〇〇県内の登録件数: 件

登録木材関連事業者(登録累計数)の推移



7. まとめ（ガイドラインに基づく証明とクリーンウッド法の違い）

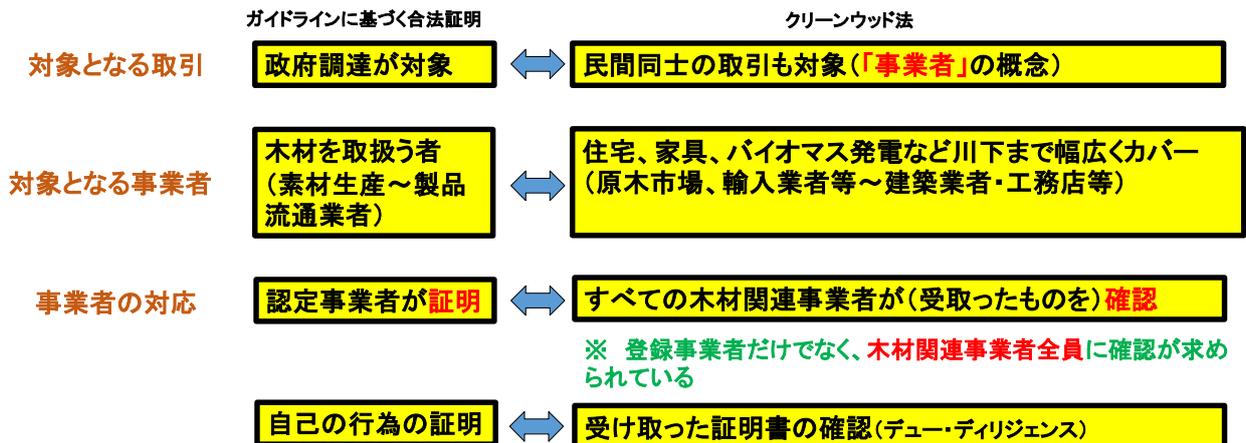
林野庁ガイドラインとクリーンウッド法の比較（サプライチェーンの観点から）



31

7. まとめ（ガイドラインに基づく証明とクリーンウッド法の違い）

クリーンウッド法で何が変わった？



※政府調達には、今まで通りガイドラインに基づいた合法性の証明が必要。

32

8. クリーンウッド法に関する情報提供

クリーンウッド・ナビ（林野庁ホームページの中に開設）

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

[コンテンツ]

クリーンウッド法の概要：法律等、基本方針、合法性の確認等の取組方法、参考資料
国別情報：日本、インドネシア、アメリカ、カナダ、欧州連合（EU）、中国、ロシア、チリ、ニュージーランド、韓国ほか35か国
登録実施機関の情報、登録事業者一覧（検索機能付き）、法律の英語版など



8. クリーンウッド法に関する情報提供

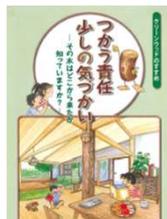
問合せ窓口

クリーンウッド法の関係法令に関すること

林野庁林政部木材利用課合法伐採木材利用推進班
ダイヤルイン：03-6744-2496 FAX：03-3502-0305

クリーンウッド・ナビの掲載情報に関すること

クリーンウッド・ナビ問合せ窓口（公益財団法人地球環境戦略研究機関）
TEL：046-855-3743 FAX：046-855-3809 E-mail：cleanwood@iges.or.jp



クリーンウッド法に関する各種普及用資料（パンフレット、冊子等）を差し上げます・・・全木連にお尋ねください

YouTubeチャンネル「木材で街づくり」でクリーンウッド法の紹介動画が見られます。
<https://www.youtube.com/channel/UCESOPHDk9QM-I7fZqSORldg>

9. 最後に

ガイドラインの適切な運用のお願い

クリーンウッド法(CW法)に基づく合法伐採木材への関心が高まる中、平成18年に制定された林野庁ガイドライン(ガイドライン)の認定事業者がCW法の登録事業者に移行していくことが考えられます。CW法の円滑な運用のためにも、ガイドラインの適切な運用が一層求められることになります。

林野庁の補助事業である「JAS構造材利用拡大事業」、「外構部の木質化支援事業」では、助成対象となる木材は、**クリーンウッド法に基づく合法伐採木材であることが条件**とされています(ガイドラインに基づく合法木材もこれに含まれます)。

そのような中で、川下の施工事業者等から、

- ① 木材を購入した先に依頼しても合法証明が貼付されていない
- ② 合法木材供給事業者である認定書のコピーしか添付されていない
- ③ 合法証明書を請求しても、認定事業者だから間違いないという返事しかこないという指摘が寄せられています。

補助事業では、助成金の交付申請書に各材料の合法伐採木材証明書の添付がないと助成金が支払えなくなります。

合法木材証明書については、日頃から、納入先からの請求がある／なしに関わらず、できるだけ添付していただくようお願いしてきたところです。改めて、合法木材証明書(納品書に合法木材であることの記載でも結構です)の添付を徹底してください。

9. 最後に (トピック①)

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における 木材の利用の促進に関する法律 (令和3年10月1日施行)

・・・「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の一部を改正

- 目的に「**脱炭素社会の実現に資すること**」を追加
- 公共だけでなく**民間を含む建築物一般**で木材利用を促進
- 林業・木材産業の事業者は建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努める旨を規定
- 木材利用促進の日(10月8日)、木材利用促進月間(10月)を制定



脱炭素社会の実現に向けた国民運動を展開



合法伐採木材を使って脱炭素社会の実現を！

9. 最後に（トピック②）

クリーンウッド法の見直し議論について

「政府は、この法律**施行後5年**を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて**必要な措置を講ずるものとする。**」（附則3）
平成29年（2017年）5月施行→令和4年（2022年）5月で5年

○現在、林野庁では、合法伐採木材等の流通及び利用についての現状や課題等について把握するため、「合法伐採木材の流通及び利用に係る検討会」を開催しています。

○検討会は9月～2022年3月にかけて8回程度開催され、木材関係各種業界団体やNGO等からヒアリングを行っているところです。（全木連からも意見を発表）

○この検討会での議論をもとに課題等について整理し、「中間とりまとめ」として林野庁から示される予定です。

議論の内容は、林野庁のHPに掲載されています。

こちらから→ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/ryuturiyou/210915.html>

全木連の意見（合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会（第2回）、10月11日）

- 1 クリーンウッド法の目標(どのような世界を目指すのか)がわかりにくい。
 - ・ 森林認証も含めて、合法性、持続可能性、低炭素化等の差別化が提案される中で、「CW法の位置づけ」の明確化が必要。
 - ・ CW法のアプローチの合理性について「共感」が得られる説明が必要。（木材関連事業者は、消費者に説明責任を有する。）
 - ・ 目的達成に最適な施行・運用を行うための体制の構築。
- 2 国・地域ごとに異なる原因、異なる症状への個別対応が課題となってきた違法伐採問題を、一律の貿易規制、利用規制で対処することが、今でも有効なアプローチか。
 - ・ 生産国内でも議論が分かれるような判断が難しい個別案件のみが残っているのではないか。
- 3 「D/D」、「リスク評価」の具体的手法・判断基準（追加的措置など）が曖昧で、「判断」が事業者にゆだねられている。
 - ・ 製品・高度加工品輸入へのシフト、第三国（加工国）経由の輸入の増加は「合法性の確認」を困難に。
 - ・ 「D/D」、「リスク評価」は、確認・判断する側も、審査・評価する側も「恣意的な運用」が可能であり、公平性の担保が必要。
 - ・ 事業者へのアドバイス、相談窓口となる機関の設置。
- 4 水際（第一種木材関連事業）の確認厳格化で、第二種木材関連事業における「確認」を簡略化できるのではないか。
 - ・ 税関等が持つ貿易情報等の活用。
 - ・ 川下の木材関連事業者の積極的な参画促進。
- 5 林野庁ガイドラインとの併存は混乱のもと。
 - ・ 林野庁ガイドラインに基づく仕組みが、CW法でどのように改善されたのか？
 - ・ 法律による措置と民間の自主的取り組みの役割分担。
- 6 クリーンウッド法の「Enforcement」が具体的に見えない。
 - ・ 「木材関連事業者」の業種間の公平性をどのように担保するのか。（ex. 2020年の木製家具輸入額2.5千億円、HS44類9.4千億円）
 - ・ 「法律」となったことで、違法伐採対策に向けた業界、業界団体の「自主性」、「主体性」が失われつつあるのではないか。
 - ・ 第三者機関である「登録実施機関」の役割と位置づけ。（適正な審査には経済的裏付けが必要では？）

林野庁補助事業

令和3年度
木材関連事業者登録の推進事業
報告書

2022年（令和4年）3月

一般社団法人全国木材組合連合会
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6F
TEL : 03-3580-3215 FAX : 03-3580-3226
URL : <http://www.zenmoku.jp>